DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

中國四國支部

議席番號	會員名	職名	氏名
一一四	廣島市	公	月
一一五	吳市	水道課長	望
一一六	尾道市	助役	川貫吾
	公	水道課長	飯田雅彥
一一七	福山市	建設部長	森豐次
一一八	三原市	水道課長	江國之助
一一九	鞆町	土木課長	地吉郎
一二〇	岡山市	水道課長	木多一
一二一	倉敷市	技術吏員	原晴雄
一二二	備南上水道組合	事務吏員	宅隆雄
一二三	玉島町	水道課長	本作五郎
〃			

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五
庁土部上水道組合	早鳥町	茶屋町	下関市	山口市	宇部市	徳山市	小野田市	米子市	浜田市	今市水道株式会社	高松市
主事	技手	町長	水道課長	助役	水道瓦斯課長	水道課長	水道課長	水道課長	水道課長	専務取締役	土木部長
草加一生	林順平	安原増夫	松井徳松	安永宗直	国吉輝三	多久鳥圭介	杉山逸蔵	大中誠	田中繁雄	河瀬治美	石井晃夫

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

一		一三六		一三七		一三八		一三九	一四〇	一四一	一四二	
高松市	仝	丸亀市	仝	坂出市	仝	松山市	仝	宇和島市	今治市	徳島市	高知市	仝
水道課長	書記	水道課長	主任	技師	主事補	土木部長	水道課長	書記	水道課長	技師		
平野幸太郎	三枝彰	芬慶晃	岩田欽夫	田口正春	安川信秀	大窪彦次	川崎隆太郎	清家利男	芝崎秀雄	井上文世		

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

九洲支部

議席番號	會員名	職名	氏名
一四三	福岡市	水道課長	濱木齊肅
一四四	八幡市	建設局長	柴田爲義
一四五	小倉市	水道課長	松尾亀三
	仝	書記	倉元正雄
一四六	大牟田市	水道課長	佐々木逸次
一四七	久留米市	水道課長	高山今一
	仝	書記	古賀光夫
	仝	技手	北澤信
一四八	若松市	工務部長	清水政実
一四九	戸畑市	工務部長	中島重雄
一五〇	直方市	水道課長	廣瀬一三
一五一	中間町	水道課長	椎木秀吉

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

				一	一	一	一	一	一	一	一	一
				六	六	五	五	五	五	五	五	五
				一	〇	九	八	七	六	五	四	三	二
				一	鹿児島市	鹿屋市	水道課長	水道課長	水道課長	土木課長	土木課長	佐伯市	大分市	水道課長	森	政治
				一												
				一												
				一											

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

北海道支部

議席番號	會員名	職	氏名	名
一六二	函館市	水道部長	吉谷一次	
	仝	工務課長	北留問新太郎	
一六三	小樽市	技師	石丸穂	
一六四	室蘭市	水道課長	鷹田正人	
一六五	釧路市	水道課長	田井秀雄	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

特別會員

関東支部
関西支部
中部支部
東北支部
中國四國支部
九洲支部
北海道支部

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

関東支部

議席番號	氏名	勤務先又は住所
一六六	井澤一助	久保田鉄工所 東京支店分室
一六七	岩崎留久	東京都杉並区大宮前一五九
一六八	池田篤二郎	日本量水器工業所
一六九	小見喜平	日本[illegible]合管株式会社
一七〇	篠原泰吉	日本[illegible]株式会社
	浄法寺朝美	会
一七一	高山武次郎	高[illegible]会
一七二	野口章彰	茨城土建工業株式会社 東京支店
一七三	藤田弘直	富山小道工業株式会社
一七四	堀江勝己	三栄興業有限会社
一七五	武藤麒駛郎	東京都新宿区西落合一六九
一七六	持田勝藏	利根工業株式会社工事部

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

関西支部

議席番號	氏名	勤務先又は住所
一七七	吉崎俊夫	株式會社栗本鉄工所
〃	岡芳三	〃
一七八	行徳直誠	兵庫縣芦屋市
一七九	熊代正一	日の出商會 神戸出張所
一八〇	澤竹慶三	大阪市生野区北五丁目
一八一	澤田利夫	大阪市
一八二	近藤恭夫	京都大學工學部

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

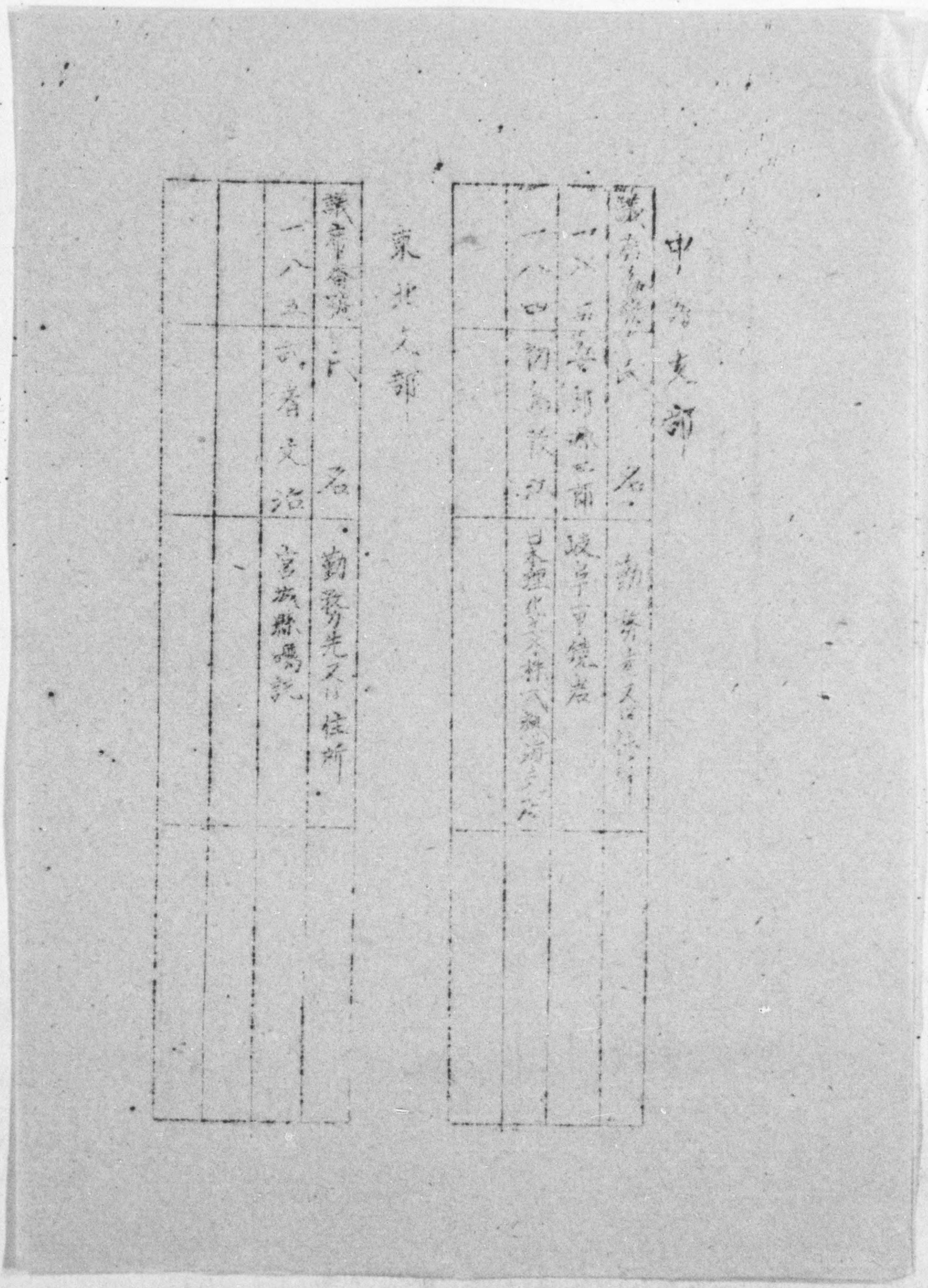

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

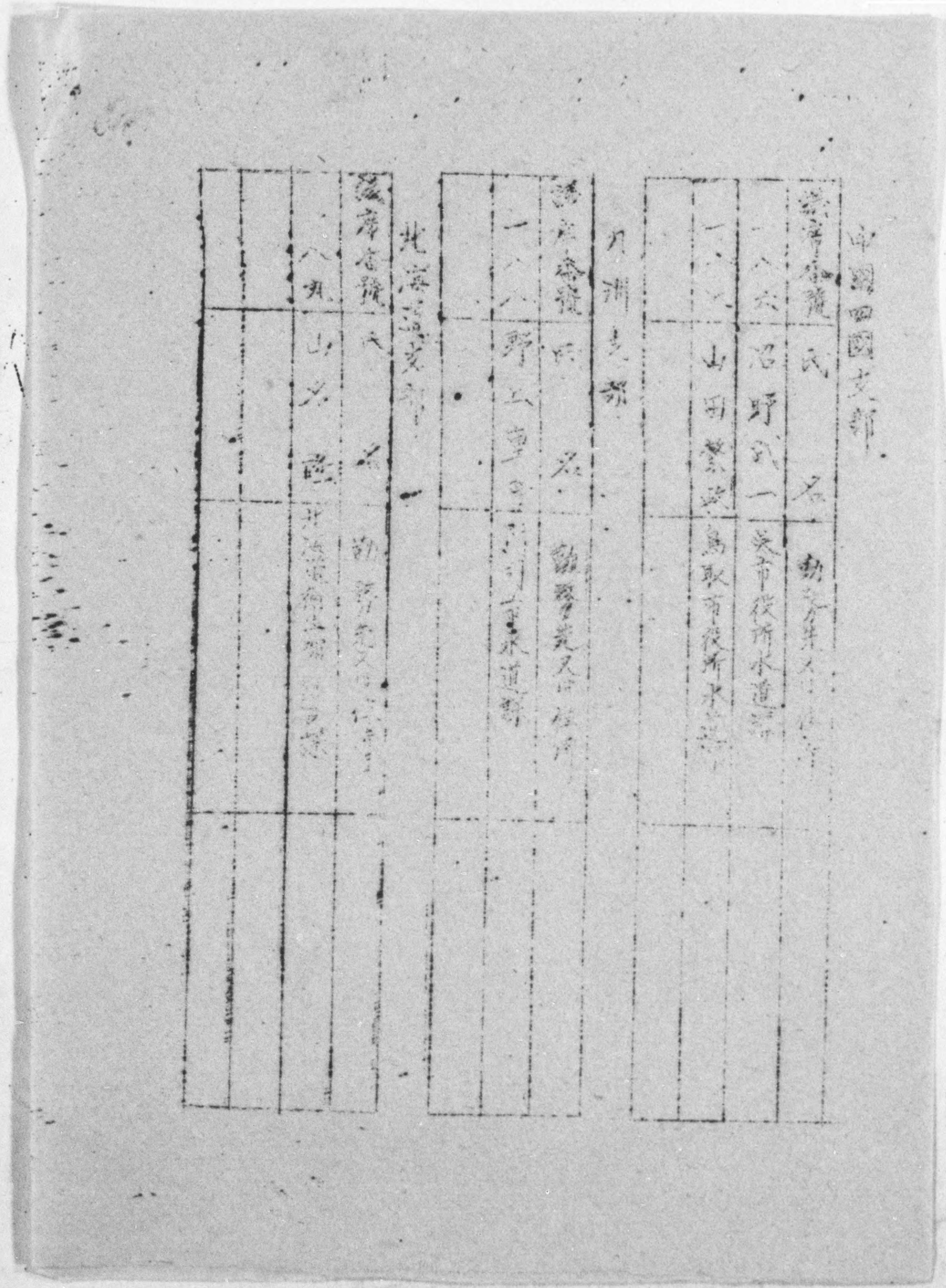

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

共助會員

関東支部

関西支部

中部支部

中國四國支部

九洲支部

北海道支部

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

陸軍文部

議席番號	會員名氏
一九〇	株式會社 荏原製作所 事務取締役 酒井德尋
一九一	日本鋼管 株式會社 係長 小島誠
一九二	前澤ベルグ工業 株式會社 社長 前澤慶治
一九三	水道機工 株式會社 技師 榊原定吉
一九四	荏原工業 株式會社 社長 宮城福三郎
一九五	株式會社 茂久鉄工所 事務取締役 茂久丈夫
一九六	株式會社 合妻計器製作所 社長 生田實
一九七	大同コンクリート工業 株式會社 事務取締役 木内一
一九八	磯村産業 株式會社 課長 甲藤三千雄
一九九	株式會社 森田鉄工所 社長 森田弘
二〇〇	大野物産 株式會社 水道課長 金井
二〇一	中川ボーリング工業 株式會社 事務 中川彦三

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

議席番號	會員名	代名
二〇二	山根合金鑄造所	工場長 山根 清
二〇三	帝國[illegible]銅管株式会社	
	仝	
	仝	
	仝	
二〇四	昭和水道土木株式会社	専務取締役 元倉三郎
二〇五	日本原料株式会社	社長 [illegible]藤廣次
二〇六	[illegible]株式会社	代表取締役 佐々木亥之松
	仝	専務取締役 河部克巳
二〇七	株式会社東商店	監査役 高橋梅吉
二〇八	日東商社	代表 川越武明
二〇九	株式会社逸見鉛管鑄造所	支配人 名取保
二一〇	日本理化土木株式会社	社長 武居佐源次

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

関西支部

議席番號	會員名	代名
二一一	株式会社久保田鉄工所	足立良平
	仝	石野義顕
二一二	野田興業株式會社	田中終一朗
二一三	横手産業株式会社	横手美英
二一四	大阪市公認給水工事請負業者組合	堤耕作
二一五	株式会社南海量水器工業所	日比野秀夫

中部支部

二一六	愛知時計電機株式会社	高木庄次郎
二一七	有限會社森組陶管製造所	神谷賢一
二一八	神谷製陶株式会社	八木秀雄
二一九	鈴木製陶所	鈴木太郎
二二〇	愛知陶管工業株式会社	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

議席番號	會員名
二二一	高田工業所 高田有二
二二二	株式会社 桐田商会出張所 諸星茂
二二三	株式会社 箱崎鉄工所 山崎徳左
二二四	北海道ヒューム管 株式会社 北海道支部 常務取締役 小笠原治郎
二二五	光合金製作所 社長 井上良次

中國四國支部

九州支部

北海道支部

全

全

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

昭和二十三年九月現在

會員名簿

社團法人 水道協會

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

目次

一、名譽會員……一頁
二、正會員……二
三、特別會員……二六
四、贊助會員……四八
五、役員……六一
六、常設調查委員……六三
七、中央編集委員……六四

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

追加

一、正會員

(一) 日立市 4 事業部水道課 市長 高嶋秀吉 (代表) 高橋大郎 茨城県 (関東支部) 四頁

(二) 大聖寺町 5 上水道企業事務所 町長 三森興一郎 石川県 (中部支部) 十二頁

二、特別會員

(一) 澤口留藏 東京都 [illegible] 郡 [illegible] 村 [illegible] 清瀬 [illegible] 内 (関東支部) 三十四頁

(二) 本笠豊 日本化薬株式會社 [illegible] 製造場

三、賛助會員

(一) 日本理化土木株式會社 1 取締役社長 武井佐源次 東京都台東区 [illegible] 町 [illegible] 合計 [illegible] 金額 [illegible] (関東支部) 三十五頁

訂正

一、正會員

(一) 清水市 水道課長 市川喜與治 と復興部水道課を復興部水道課と訂正する (中部支部) 十一頁

二、特別會員

(一) 市川喜與治君の勤務先及び住所は清水市水道課、清水市不清水五四一と訂正する (中部支部) 三十八頁

三、賛助會員

(一) 株式會社菅野製作所を笠野製作所と訂正する (関西支部) 五十三頁

(二) 株式會社光合金製作所取締役社長井口良次を井上良次と訂正する (福道支部) 六十頁

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

一、名譽會員

氏名	住所	電話番號
草間偉	東京都大田區調布嶺町一の四五　日窒社宅	
島崎孝彥	兵庫縣芦屋市松濱町六〇	
原全路	廣島縣世羅郡東久田村本鄉四八七	
茂庭忠次郎	東京都中野區新井町三二三	（電話中野　四四一一）
米元晋一	京都市東山區山科晉初初田町二九	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

二、正會員

關東支部

支部別會員數（關東四一　關中部五〇　北海道二五　關東北四九　中國・四國五一　九州四三）計三二六

會員名	級別	水道經營機關名（〇印は下水道）	代表者職氏名	經營主任者職氏名	事務所所在地
東京都	特	〇水道局	都知事 安井誠一郎	局長 久保謙	東京都千代田區丸の内
日本製鐵株式會社	特	技術部長	湯川正夫	工務課長 福山勉	東京都千代田區丸の内二の二〇丸ビル内
八王子市	3	水道課	市長 小林吉之助	課長 西山庄一	東京都
武藏野市	4	○土木課	市長 荒井源吉	課長 阿部要藏	東京都
青梅町	5	水道課	町長 中村來內	課長 田中梅吉	東京都西多摩郡
横濱市	特	○水道局	市長 石河京市	局長 國富忠寬	神奈川縣橫濱市西區西前町二の二七
神奈川縣	特	水道局相模原水道事務所	縣知事 內山岩太郎	局長 伏見明 所長 關部勇	鎌倉市小町 神奈川縣高座郡相模原町淵野邊
橫須賀市	2	○水道部	市長 太田三郎	部長 神田直美	神奈川縣
川崎市	2	○水道部復興部	市長 金剌不二太郎	部長 中村正 部長 平川保一	神奈川縣
小田原市	4	水道課	市長 佐藤謙吉	課長 鈴木武	神奈川縣

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

桐生	市	3	水道課	市長	前原一治	課長	河合鈴男				群馬縣
高崎	市	3	○土木課	水道課	市長	小島弘一	課長	福島淳次	天野秀		群馬縣
前橋	市	3	土木課	水道課	市長	關口志行	課長	平井信一			群馬縣
深谷	町	5	水道課	町長	安部彦平	助役	持田眞作				埼玉縣大里郡
秩父	町	5	水道部	町長	諸武三郎	町長	諸武三郎				埼玉縣秩父郡
飯能	町	4	衛生課	町長	細田榮藏	課長	市川寅吉				埼玉縣入間郡
所澤	町	4	水道課	町長	新井萬平	課長	加藤弘治				埼玉縣入間郡
川口	市	3	○土木部水道課	市長	大泉寬二	課長	大橋喜與司				埼玉縣
埼玉縣南水道組合		2	組合役場	管理者	龜山忠之助	管理者	龜山忠之助				埼玉縣浦和市常盤町六ノ一
木更津水道株式會社		4		專務取締役	石川爲千代	專務取締役	石川爲千代				千葉縣木更津市木更津九〇
房州水道株式會社		5		取締役社長	本間讓	常務取締役	早川浸次郎				千葉縣館山市館山一五三八
銚子	市	4	水道課	市長	加瀨道之助	課長	岡野忠二郎				千葉縣
千葉	縣	1	水道事務所	縣知事	川口爲之助	所長	石黑重國				千葉市吾妻町三ノ二
株式會社		6	事業部	取締役社長	河合好人	事業部長	間瀨憲一				神奈川縣足柄下郡宮城野村彌羅四九
箱根登山鐵道	社	6	水道部	町長	御守國平	主任	青木喜直良				神奈川縣足柄下郡
眞鶴	町	6	水道部	町長	中村新治	主事	古西爲郎				神奈川縣中郡
秦野	町	5	水道部	町長	松崎定治	課長	中村彌松				神奈川縣三浦郡
三崎	町	5	水道課	町長							

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

太田町	4	事業課	町長	成田作兵衛	群馬縣新田郡
沼田町	5	土木課	町長	生方誠	群馬縣利根郡
伊香保町	6	水道部	町長	大貫伊助	群馬縣群馬郡
水戸市	4	水道課	市長	山本敏雄	茨城縣
日立市	3				茨城縣
太田町	5	水道部	町長	宮田重文	茨城縣久慈郡
宇都宮市	3	水道課	市長	佐藤和三郎	栃木縣
足利市	4	水道課	市長	木村淺七	栃木縣
黒磯町	5	水道課	町長	眞島祝	栃木縣那須郡
甲府市	3	水道課	市長	川村茂久	山梨縣
下吉田町	5	水道部	町長	堀内昇	山梨縣南都留郡
谷村町	5	水道部	町長	宮澤嶋作	山梨縣南都留郡
大月町	5	水道部	町長	小林茂義	山梨縣北都留郡
富士上吉田町	6	水道部	町長	堀内政治	山梨縣南都留郡

太田町	4	事業課	主任	稻垣奉明	群馬縣新田郡
沼田町	5	土木課	課長	小林英二	群馬縣利根郡
伊香保町	6	水道部	技手	飯塚安之亟	群馬縣群馬郡
水戸市	4	水道課	課長	海老澤民之助	茨城縣
日立市	3				茨城縣
太田町	5	水道部	主任	大出靜一	茨城縣久慈郡
宇都宮市	3	水道課	市長	佐藤和三郎	栃木縣
足利市	4	水道課	課長	豐原五男	栃木縣
黒磯町	5	水道課	技手	常盤輝一	栃木縣那須郡
甲府市	3	水道課	課長	石井多三	山梨縣
下吉田町	5	水道部	主任	渡邊澄夫	山梨縣南都留郡
谷村町	5	水道部	事務主任	平井吉郎	山梨縣南都留郡
大月町	5	水道部	主任	山本駒太郎	山梨縣北都留郡
富士上吉田町	6	水道部	主任	佐野則政	山梨縣南都留郡

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

關西支部

大阪市	特○水道局	局長	河村秀一	大阪市北區南扇町
大阪府	2 土木部	土木課長	仁科太郎	大阪府北河内郡庭窪町
堺市	2 水道課	市長	山口勝	大阪府
布施市	3 水道課	市長	鹽川正三	大阪府
岸和田市	3 水道課	市長	毛利一郎	大阪府
豐中市	3 水道課	市長	藤井廣太郎	大阪府
吹田市	3 水道部	市長	岡本太郎	大阪府
八尾市	4 水道課	市長	脇田幾松	大阪府
大阪市	特○水道局	局長	河村秀一	大阪市北區南扇町
大阪府	2 土木部	土木課長	仁科太郎	大阪府北河内郡庭窪町
堺市	2 水道課	市長	山口勝	大阪府
布施市	3 水道課	市長	鹽川正三	大阪府
岸和田市	3 水道課	市長	毛利一郎	大阪府
豐中市	3 水道課	市長	藤井廣太郎	大阪府
吹田市	3 水道部	市長	岡本太郎	大阪府
八尾市	4 水道課	市長	脇田幾松	大阪府

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

池田市	4	水道課	市長	武田義三	課長	辻	忠照	大阪府
枚方市	4	水道課	市長	寺島宗一郎	技師	山本利一		大阪府
泉大津市	4	水道課	市長	納谷長三郎	課長	田中久巽三		大阪府
貝塚市	4	水道課	市長	北野彌一郎	課長	成田武		大阪府
高槻市	4	土木課	市長	古田誠一郎	課長	田中義治		大阪府
守口市	4	水道課	市長	八代智藏	技師	三科義一		大阪府
茨田上水道組合	4		管理者	梶山積	書記	野口清二		大阪府北河内郡庭窪町役場内
茨木市	5	水道課	市長	高島好隆	課長	三木信二		大阪府
高石町	5	施設課	町長	村上	課長	關口寅五郎		大阪府泉北郡
柏原町	5	水道課	町長	增井鶴吉	課長	渡部勇		大阪府中河内郡
加美村	5	水道課	村長	高橋一吉	課長	平川慶治		大阪府中河内郡
大和紡績株式會社	5	技術部	取締役社長	加藤正人	部長	越田大吉		大阪市北區宗是町一
城東水道組合	6		管理者	小島徹三	主任	富澤榮一郎		大阪府中河内郡盾津町大字鴻の池
住道上水株式會社	6		社長	吉木潤一	主任	古川喜市郎		大阪府北河内郡住道町大字灰塚六〇七
大日本紡績株式會社貝塚工場	6		工場管理人	松井孝次	主任	宮島亮三		大阪府貝塚市半田一五〇
京都市	特○	水道局	市長	神戸正雄	局長	川島喜一郎		京都市京中區寺町御池上ル
舞鶴市	3	水道課	市長	柳田秀一	課長	横江新三		京都府

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

| | | |

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

赤穗町	5	○施設課水道係	町長	柴田信次	課長 西川豐治 兵庫縣赤穗郡
御影町	5	水道課	町長	市川茂三郎	課長 竹內明治 兵庫縣武庫郡
魚崎町	5	土木水道課	町長	山路久治郎	課長 福田久治 兵庫縣武庫郡
豐岡町	5	水道課	町長	佐川辰夫	課長 大禮信一 兵庫縣城崎郡
高砂町	5	水道課	町長	豐岡至道	課長 岩崎誠一 兵庫縣加古郡
鳴尾村	5	施設課	村長	井上寅藏	課長 北村信保 兵庫縣武庫郡
住吉村	5	○水道課 土木課	村長	堀口長七	課長 村上喜一 課長 土山辰雄 兵庫縣武庫郡
本山村	5	水道課	村長	小原重治	課長 松川秀雄 兵庫縣武庫郡
福良町	6	水道課	町長	坂東琢郎	助役 松坂八重吉 兵庫縣三原郡
坂越町	6	水道課	町長	大西源一郎	兵庫縣赤穗郡
山崎町	6	施設課	町長	村上彰治	主任 藤井良一 兵庫縣宍栗郡
篠山町	6	水道課	町長	藤本善吉	課長 河合仙之助 兵庫縣多紀郡
塚口水道株式會社	6		常務取締役	高松福三郎	兵庫縣尼崎市塚口樂馬一一七六
大阪鐵道局 高砂工機部	6	設備課	工機部長	羽島進	課長 大久保健吉 兵庫縣加古郡荒井村教導寺三五四
奈良市	3	水道課	市長	片岡安太郎	課長 鈴木芳枝 奈良縣
大和高田市	4	水道課	市長	堀內爲吉	課長 木村一夫 奈良縣

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

郡山町	5	上水道部	町長	柳澤保承	部長	北橋平介	奈良縣生駒郡	
保證責任丹波市町上水道購買利用組合	5	水道事務所	組合長	岩井登宗	專務理事	松本秋藏	奈良縣山邊郡	
生駒町	6	水道課	町長	北野淺次郎	課長	西條直藏	奈良縣生駒郡	
大津市	3	施設部水道課	市長	森田象一	課長	西村良雄	滋賀縣	
和歌山市	2	復興部水道課 ○同土木課	市長	高垣善一	課長 技師	山本英三 田口美治喜	和歌山縣	
田邊市	4	上水道課	市長	小森嘉一	技師	高橋吾平治	和歌山縣	
新宮市	4	水道課	市長	杉本喜代松	課長	鉾本爲次郎	和歌山縣	
湯淺上水道株式會社	5		取締役社長	久保清太郎	主任	花野藤四郎	和歌山縣有田郡湯淺町大字湯淺一九六一	
日方上水道組合	4		理事長	橋爪吉助	主任	桃井三郎	和歌山縣海南市日方二〇七	
高野町	6	水道課	町長	後藤義應	主任	芝一良	和歌山縣伊都郡	
白濱水道株式會社	6		代表取締役	玉置三七郎	支配人	大津開作	和歌山縣西牟婁郡白濱町一三五六	
古市町	6	水道部	町長	豐田證藏	收入役	金井一成	大阪府南河內郡古市町大字古市	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

中部支部

名古屋市	特○	水道局	市長	塚本三	局長	杉戸清	愛知縣
豐橋市	3○	水道課	市長	大竹藤知	課長	長坂四郎	愛知縣
岡崎市	3○	水道課	市長	竹内京治	課長	小林亮光	知縣愛
一宮市	4	水道課	市長	伊藤一	課長	加藤傳雄	愛知縣
瀨戸市	4	水道課	市長	加藤章	課長	水下彥作	愛知縣
半田市	4	土木部水道課	市長	森信藏	課長	澤田正一	愛知縣
豐川市	4	土木課	市長	福山政一	課長	鈴木甚松	愛知縣
三谷町	5	水道課	町長	小田忠平	課長	廣中賢治	愛知縣寶飯郡
犬山町	5	水道課	町長	石田千太郎	課長	佐藤善吉	愛知縣圖羽郡
名古屋鐵道株式會社	6	事業部總務課	取締役社長	神野金之助	課長	加藤健一	名古屋市中村區笹島町一ノ二三三
四日市市	3○	水道課	市長	吉田千九郎	課長	近藤清	三重縣
津市	4○	水道課	市長	酒井萬馬	課長	林博	三重縣
桑名市	4	水道課	市長	川島見一	課長	尾宮憲三	三重縣
上野市	4○	水道課	市長	中井德治郎	課長	塚本數男	三重縣
						御法川富治	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

鈴鹿	市	4	住宅	課	市長	杉本龍造	
鳥羽	町	5	土木水道	課	町長	佐藤忠	
木本	町	6	復興部水道	課	町長	前川義雄	
静岡	市	2	○復興部土木	課	市長	増田茂	
濱松	市	3	建設部水道	課	市長	坂田啓造	
清水	市	3	復興部水通	課	市長	山本正治	
沼津	市	3	復興部水道	課	市長	倉宜一	
熱海	市	4	水道	課	市長	岸卯	
富士宮	市	4	土木	課	市長	小室鶴松	
伊東	市	4	水道	課	市長	石川哲	
吉原	市	4	都市計畫	課	市長	房間熊吉	
掛川	町	5	水道	課	町長	蔦ヶ谷龍太郎	
鷹岡	町	5			町長	井出龜之助	
岐阜	市	2	○水道	課	市長	東前豐	
高山	市	4	土木	課	市長	日下部證一	
多治見	市	4	○土木	課	市長	金子義一	
保證責任瑞浪上水道利用組合		6	○土木	課	組合長理事	近藤匡夫	

鈴鹿	市	4	住宅	課	課長	石田壓造	三重縣
鳥羽	町	5	土木水道	課	課長	別所左太郎	三重縣志摩郡
木本	町	6	復興部水道	課	主事	片岡一郎	三重縣南牟婁郡
静岡	市	2	○復興部土木	課	課長	根本秀之介	
濱松	市	3	建設部水道	課	課長	尾崎秀之	静岡縣
清水	市	3	復興部水通	課	課長	蓮池勇	静岡縣
沼津	市	3	復興部水道	課	課長	太田精一	静岡縣
熱海	市	4	水道	課	課長	猿渡乙矢郎	静岡縣
富士宮	市	4	土木	課	課長	近藤輝雄	静岡縣
伊東	市	4	水道	課	課長	鈴木堅司	静岡縣
吉原	市	4	都市計畫	課	課長	島田重夫	静岡縣
掛川	町	5	水道	課	課長	望月辰雄	静岡縣
鷹岡	町	5			課長	三宅要藏	静岡縣小笠郡
岐阜	市	2	○水道	課	主事	秋山經廣	静岡縣富士郡
高山	市	4	土木	課	部長	矢島濟	岐阜縣
多治見	市	4	○土木	課	課長	陳野清義	岐阜縣
保證責任瑞浪上水道利用組合		6	○土木	課	理事長	柴田一夫	岐阜縣土岐郡瑞浪町寺河戶九七六

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

福井市	3	○瓦斯水道局 瓦斯水道局	市長	熊谷太三郎	局長 豐島棟建	福井縣
金澤市	3	事業部 瓦斯水道課	市長	井村重雄	課長 辰野長太郎	石川縣
小松市	4	水道課	市長	和田傳四郎	課長 秋田清	石川縣
大聖寺町	5					
富山市	3	水道課	市長	尾山三郎	課長 鴉澤俊太郎	富山縣
高岡市	3	水道課	市長	武田儀八郎	課長 生田助作	富山縣
小杉町	6	水道課	町長	中谷義三郎	書記 高寺與次郎	富山縣
出町	6	水道課	町長	小野田八三郎	技手 延澤金太郎	富山縣
長野市	3	水道課	市長	松橋久左衛門	課長 宮岡正雄	長野縣
松本市	3	水道課	市長	筒井直久	課長 磯谷鐵麿	長野縣
諏訪市	4	工務課 水道係	市長	塚原葦穗	課長 鶴卷彌作	長野縣
上田市	4	工務課	市長	井上柳悟	課長 春原國一	長野縣
岡谷市	4	水道課	市長	林將英	主任技師 佐藤和吉	長野縣
下諏訪町	5	水道部	助役	山田仁	水道係長 兩角一郎	長野縣
輕井澤町	5	水道部	町長	佐藤恒雄	書記 佐藤武治	長野縣
松代町	5	工務課	町長	八田恭平	課長 藤井英雄	長野縣
大町	5	工務課	町長	松田正人	課長 長澤豐	長野縣

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

蘆原町6	水道部	町長 寺尾登喜雄	書記 庄田建志	福井縣坂井郡
飯田市4		市長 高田茂		長野縣

東北支部

仙台市2	水道部	市長 岡崎榮松	部長 豐嶋茂平	宮城縣
	○土木部		部長 津田康吉	
石巻市4	水道課	市長 堺武志	課長 徳江榮次郎	宮城縣
鹽竈市4	土木水道部	市長 櫻井辰治	部長 丸山齡治	宮城縣
村田町5	上水道部	町長 大沼千吉	主任 村上義衛	宮城縣柴田郡
氣仙沼町5	水道課	町長 宮井誠三郎	課長 山本巖	宮城縣本吉郡

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

古川町	5	事業部		部長	松宮親三	宮城縣志田郡
若柳町	5	水道部	町長 伊藤東之進	部長兼任	伊藤東之進	宮城縣栗原郡
鳴子町	6	水道課	町長 澁島藤三	書記	日野政	宮城縣玉造郡
不動堂村	6	水道部	村長 櫻井久治	書記	二郷良治	宮城縣遠田郡
新潟市	2	水道課	市長 村田三郎	課長	神谷儀明	新潟縣
長岡市	4	○水道課	市長 松田弘俊	課長技師	兩東新二郎 渡内忠治	新潟縣
高田市	4	水道瓦斯課	市長 關威雄	課長	倉石文三郎	新潟縣
三條市	4	水道課	市長 土田治五郎	課長	野見倉三	新潟縣
柏崎市	4	土木水道課	市長 三井田虎一郎	課長	廣瀨貞次	新潟縣
新發田市	4	工務課	市長 高橋平治郎	課長	富崎三代丸	新潟縣
新津町	4	水道課	町長 桂譽達	課長	谷江俊藏	新潟縣中蒲原郡
水原町	5	水道部	町長 木村新一	技手	山田誠三郎	新潟縣北蒲原郡
見附町	5	水道土木課	町長 丸山直一郎	課長	星野敏孝	新潟縣南蒲原郡
燕町	5	水道課	町長 長谷川毅一	書記	齋藤直二郎	新潟縣西蒲原郡
卷町	5	水道部	町長 水倉新作	助役	江端一郎	新潟縣西蒲原郡
白根町	5	水道部	町長 塚田平治	技手	飯島參一郎	新潟縣中蒲原郡
龜田町	5	上水道	町長 渡邊幸太郎	技手	大澤太郎	新潟縣中蒲原郡

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

福島	市	3	○工水道課	市長	佐藤元祐	課長缺
若松	市	4	工務課	市長	横山武	課長 染谷宣一
郡山	市	4	工務課	市長	本間善庫	課長 山崎道三
平	市	4	土木課	市長	鈴木辰三郎	課長 大塚爾
須賀川	町	5	土木水道課	町長	前田藤吉	課長 佐久間武臣
中村	町	5	水道部	町長	三田四郎	主任 遠藤安結
湯本	町	5	水道課	町長	比佐源造	技術主任 江尻浩重 事務主任 太田守三
四倉	町	5	水道課	町長	花澤乙丸	書記 菅沼芳明
小名濱	町	5	水道課	町長	桶口清	主事 小泉安雄
二本松	町	5	水道消防係	町長	遊佐一郎	係長 松坂忠慶
江名	町	5	水道部	町長	近藤貫一	技手 水口義直
八戸	市	3	水道建設部	市長	夏堀悌二郎	部長 澤俊雄
青森	市	3	水道課	市長	横山實	課長 田邊一政
弘前	市	4	水道課	市長	岩淵勉	課長 福島慶助
五所川原	町	5	水道課	町長	紳伊三郎	課長 日澤小次郎
大鰐	町	5	水道部	町長	二川原節郎	主任 川原田春夫
山形	市	5	水道課	市長	鈴木重屹	課長 工藤進

福島縣		
福島縣		
福島縣		
福島縣		
福島縣岩瀬郡		
福島縣相馬郡		
福島縣石城郡		
福島縣石城郡		
福島縣石城郡		
福島縣安達郡		
福島縣石城郡		
青森縣		
青森縣		
青森縣北津輕郡		
青森縣南津輕郡		
山形縣		

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

鶴岡市	4	水道課	市長	加藤精三	課長	磯部磯太郎	山形縣		
酒田市	4	水道課	市長	本間重三	課長	齋藤象三	山形縣		
楯岡町	5	水道部	町長	金森成滿	主任	小關辰士	山形縣北村山郡		
上山町	5	水道部	町長	松本長兵衛	部長	岡島金三郎	山形縣南村山郡		
秋田市	3	○土木課	市長	兒玉政介	課長	藤原東一	秋田縣		
能代市	4	土木課	市長	柳谷清三郎	課長	見上秋治	秋田縣		
木本町	5	土木水道課	町長	田口勇吉	課長	大友重三郎	秋田縣由利郡		
盛岡市	3	水道課	市長	小泉多三郎	課長	齋藤謙三	岩手縣		
一關市	5	水道課	市長	阿部時一	課長	加賀安	岩手縣		
花卷町	5	土木水道課	町長	北山愛郎	課長	盛岡金藏	岩手縣稗貫郡		

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

中國四國支部

廣島市	2	復興局上水課 給水課	市長 濱井信三	上水課長 寺西正雄 給水課長 川本淨眞 下水課長 丹羽賢象	廣島縣
		○復興局下水課			
呉市	2	水道課	市長 鈴木術	課長 望月明	廣島縣
		○戰災復興課		課長 山中逞一	
尾道市	4	水道課	市長 石原善三郎	課長 飯田雅彦	廣島縣
福山市	4	復興部 水道課	市長 藤井正男	課長 桑田景一	廣島縣
三原市	4	水道課	市長 戸田勝巳	課長 入江圓之助	廣島縣
大竹町	5	土木課	町長 二階堂哲朗	課長 山瀬一行	廣島縣佐伯郡
土生町	5	上水道部	町長 濱岡義一		廣島縣御調郡
鞆町	5	上水課	町長 南部金夫	課長 横地吉郎	廣島縣沼隈郡
五日市町	6		町長 船岡逸郎		廣島縣佐伯郡
岡山市	3	水道課	市長 田中弘道	課長 齋木多一	岡山縣
倉敷市	4	土木水道課	市長 金子藤一郎	課長 守谷公平	岡山縣
津山市	4	土木水道課	市長 和田義一	課長 鈴木芳藏	岡山縣

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

玉野市	4	水道課	市長	太田尚徹	課長
兒島	4	水道課	市長	中塚元太郎	課長
備南上水道配水組合	4	土木部	管理者	五十川捨造	書記
水島工業都市開發株式會社	5	業務部取締役施設課長	社長	吉本與志雄	課長
西大寺	5	水道課	町長	家野猛之	課長
玉島	5	水道課	町長	安藤嘉助	課長
片上伊部上水道組合	6	水道部	管理者	松本史章	主事
早島	6	土木水道課	町長	原猛	技手
茶屋	6	水道課	町長	安原增夫	助役
日生	6	水道係	町長	青木義臣	
下關	2	水道課	市長	松尾守治	課長
山口	3	水道施設課	市長	山下太郎	部長
宇部	3	○復興瓦斯課	市長	西田文矢	課長
德山	3	水道課	市長	長谷川藤七	課長
岩國	4	○土木課	市長	津田彌吉	課長
萩	4	水道課	市長	安村正人	課長
小野田	4	水道課	市長	久野東一	課長

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

光	市	4	水道施設課	市長	山本雷造
柳井	町	5	水道課	町長	中本源一
株式會社日立製作所笠戸工場	6		設備課	工場長	松野武一
烏取	市	4	○土木課	水道課	竹田平一
米子	市	4	水道課	市長	野坂寛治
倉吉	町	5		町長	中本甕藏
松江	市	4	水道部	市長	小林誠一
濱田	市	4	水道課	市長	岡本俊人
益田	町	5	水道部	町長	伊藤正男
今市水道株式會社		5		取締役社長	森山金一
安來	町	6	水道部	町長	高橋隆
高松	市	3	○土木課	水道課長	東照太
丸龜	市	4	水道課	市長	三原勝英
坂出	市	4	工務課	市長	鎌田正光
觀音寺	町	5	土木課	町長	西原理一
松山	市	3	○水道課	市長	安井雅一
宇和島	市	4	○建設課	課長	倉森武雄
			水道課	課長	三島新二
				課長	瀧谷哲雄
				課長	山田繁政
				課長	山田安藏
				課長	田中敏雄
				課長	石賀茂夫
				部長	吉田弘道
				課長	竹川重美
				部長	服部太郎
				専務取締役	河瀨治美
				技手	荒木長藏
				課長	平野幸太郎
				課長	田中榮一
				課長	芥慶晃
				課長	須崎荒太
				課長	山地英之助
				課長	竹宮雲一
				課長	三瀨清夫
				課長	岡田廣

山口縣	
山口縣玖珂郡	
山口縣下松市東豐井字宮ノ洲	
鳥取縣	
鳥取縣	
鳥取縣東伯郡	
島根縣	
島根縣	
島根縣美濃郡	
島根縣出雲市今市町四二九	
島根縣能義郡	
香川縣	
香川縣	
香川縣	
香川縣三豐郡	
愛媛縣	
愛媛縣	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

今治市4水道課 市長森秀雄 課長若崎秀雄 愛媛縣

德島市3水道課 市長妹尾芳太郎 課長井口文世 德島縣

鳴門市4水道課 市長近藤尙之 課長高橋春生 德島縣

高知市3水道課 市長山本暲 課長矢野源治 高知縣

須崎町5水道課 町長西内國次郎 課長川西春道 高知縣高岡郡

九州支部

福岡市1〇工營部水道課 復興部企畫課 市長三好彌六 課長濱本齋肅 課長筧一郎 福岡縣

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

八幡市	水道課	市長	守田道隆	福岡縣	課長	平山趙	3	
小倉市	○水道事務所	市長	濱田良結	福岡縣	課長	佐野軍藏	3	
大牟田市	水道課	市長	田中忠藏	福岡縣	課長	堤豐	3	
三井鑛山株式會社三池鑛業所	水道課	所長	倉山唯範	福岡縣	所長	桑名二郎	3	
久留米市	水道課	市長	岡幸三郎	福岡縣	課長	佐々木逸次	3	
門司市	水道課	市長	中野鎭吾	福岡縣	課長	水谷仁吾	3	
若松市	○工水道營業部	市長	井上安五郎	福岡縣	課長	野上重亨	3	
田川市	水道課	市長	久野保	福岡縣	工務部長	清水政實	3	
戸畑市	○工水道事務部	市長	竹内清之助	福岡縣	部長	中島重雄	3	
福岡縣特別河港八幡土木事務所	土木課	知事	杉本勝次	福岡縣	課長	西村敏男	3	
直方市	水道課	市長	行實重十郎	福岡縣	所長	表口富士男	3	
飯塚市	水道課	市長	石坂久吉	福岡縣	課長	廣瀨一三	3	
中間町	水道課	町長	森文生	福岡縣	課長	平野勘三郎	3	
八屋町	水道課	町長	原田源三郎	福岡縣	課長	推木秀吉	3	
城島水道株式會社	水道課	取締役社長	中村勝三郎	福岡縣	課長	玉浦五郎市	3	
柳河町	水道課	町長	川口與吉	福岡縣	主任	納戸久雄	3	
大分市	土木課	市長	上田保	大分縣	技師	今村洋吉	3	
					課長	森政治	3	
					課長	西統五	3	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

別府	市3	水道課	市長	脇鐵一	課長 河村友吉	大分縣
中津	市4	水道課	市長	大江富太郎	課長 瀨口三治	大分縣
佐伯	市4	水道課	市長	矢野龍雄	課長 中島博	大分縣
臼杵	町5	水道課	町長	堀亮一	課長 小野泰生	大分縣北海部郡
佐賀關	町5	水道課	町長	幸金八	課長 福原義一	大分縣北海部郡
竹田	町5	建設課	町長	酒井澤喜	課長 安部眞間	大分縣直入郡
長崎	市2	復興局水道課	市長	大橋博	局長 成瀨薫 課長 沼口時雄	長崎縣
佐世保	市2	水道課	市長	中田正輔	課長 關尾徹雄	長崎縣
大村	市4	水道課	市長	松本寅一	課長 川原田貞美	長崎縣
川棚	町5	水道課	町長	中尾樂太郎	技師 平下時雄	長崎縣東彼杵郡
佐賀	市4	水道課	市長	野口能敬	課長 轍持政雄	佐賀縣
唐津	市4	水道課	市長	清水莊次郎	課長 菊池義道	佐賀縣
伊萬里	町5	水道土木課	町長	松永稻吉	課長 弘川卯兵衛	佐賀縣西松浦郡
武雄	町5	水道係	町長	江口文雄	技師 釘町又雄	佐賀縣杵島郡
熊本	市2	水道課	市長	佐藤眞佐男	課長 安部浩資	熊本縣
水俣	町4	水道課	町長	中西孝麿	課長 森川利藏	熊本縣水俣町
本渡	町5	水道課	町長	大谷秀彦	課長 森喜代志	熊本縣天草郡

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

牛深町5 土木水道課 町長 高橋重博
三角町6 土木係 町長 石見陸之
宮崎市3 水道課 市長 荒川岩吉
鹿児島市2 水道課 市長 勝目清
鹿屋市4 土木課 市長 田平藤一
宮之城町5 土木課 町長 平塚城
山川町5 水道係 町長 佐々木善
笠ノ原水道組合6 組合役場 管理者 市長 田中藤一

課長 大深義介 熊本縣天草郡
技手 中島一郎 熊本縣宇土郡
課長 日高重義 宮崎縣
課長 河野良雄 鹿児島縣
課長兼元清彦 鹿児島縣
課長 富園林 鹿児島縣薩摩郡
主任 高木友枝 鹿児島縣揖宿郡
主任 久木田熊助 鹿児島縣鹿屋市中名七〇六九

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

北海道支部

札幌	市	2	工營部水道課 工營部土木課	市長 高田富與
函館	市	2	水道部	市長 宗藤大陸
小樽	市	2	水道課	市長 壽原英太郎
室蘭	市	3	水道課	市長 熊谷俊雄
釧路	市	4	水道課	市長 佐熊宏平
岩見澤	市	4	施設課	市長 山本市英
夕張	市	3	土木課	市長 北島光盛
留萌	市	4	水道課	市長 原田太八
北海道炭鑛汽船株式會社夕張鑛業所		4	土木課	所長 万伸余所治
上磯	町	5	上水道	町長 今平三郎
木古内	町	5	工務課	町長 栗田學
紋別	町	5	土木課	町長 大西眞平
根室	町	5	建設課	町長 岸田利雄
稚内	町	5	土木課	町長 西岡斌

課長	小野殖	北海道
課長	小川午之助	北海道
部長	吉谷一次	北海道
課長	石丸穩	北海道
課長	鷲田正人	北海道
課長	田井秀雄	北海道
課長	岩崎直吉	北海道
課長	高田民夫	北海道
課長	燕秀雄	北海道
課長	川崎正男	北海道夕張市關住七
主任	小瀧欽夫	北海道上磯郡
課長	橋本喜市郎	北海道上磯郡
技師	田中保治	北海道紋別郡
課長	森岡史朗	北海道根室郡
課長	古山癸一	北海道稚内町

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

浦河町	三井鑛山株式會社芦別鑛業所	5	土建課	所長	花井顯三	課長	味岡清	北海道浦河郡		
芦別鑛業所	三井鑛山株式會社美唄鑛業所	5	土建課	所長	芹田榮次	課長	角卯太郎	北海道空知郡芦別町字西芦別		
美唄鑛業所	三井鑛山株式會社砂川鑛業所	5	土建課	所長	黒木竹一	課長	黒江重	北海道空知郡美唄町		
砂川鑛業所	三井鑛山株式會社	5	土建課	所長	川口忠	課長	安藤道夫	北海道空知郡砂川町上砂川二二		
虻田町		6	土木課	町長	黒木竹一	課長	石川常次郎	北海道虻田郡		
廣尾町		6	土木課	町長	元野吉平	課長	地撫久雄	北海道廣尾郡		
鷲泊村		6		村長	湯佐定	技手	河村伍郎	北海道利尻郡		
香深村		6		村長	野村太市	書記	大津順一	北海道禮文郡		
株式會社日本製鑛所室蘭製作所		6	設計課	所長	小林佐三郎	課長	皆川孝光	北海道室蘭市茶津町四		
門別村上水道組合		5		村長	松本米吉			北海道沙流郡		
明治鑛業株式會社昭和鑛業所		6	營繕課	所長	原佐多夫	課長	横山榮悅	北海道南龍郡沼田町字昭和		

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

三、特別會員

支部別會員數（關東 一三一 關西 五四 中部 二〇 東北 一八 中國四國 二二 九州 三四 北海道 一〇）計 二八八

關東支部

氏名	勤務先	住所	電話
青木律郎	横須賀市水道部下水道課	神奈川縣横須賀市逗子町山野根二三一	
有元岩鶴	昭和水道土木株式會社	東京都世田谷區代田二ノ七六〇	
相澤金吾	東京都衛生試驗所	埼玉縣大宮市淺間町一ノ三一六五	
新井嘉十	東京都水道局	東京都西多摩郡氷川町栃久保東京都公舍	
井澤一助	久保田鐵工所東京支店分室	東京都墨田區寺島町二ノ一一二	
伊藤順三	八千代工業株式會社	東京都武藏野吉祥寺五八七	
伊藤眞治	東京都水道局淀橋營業所	千葉縣印旛郡安食町三七九五	
岩崎瑩吉	東京都水道局給水課	東京都世田谷區宇奈根町八〇〇	（砧 三一）
岩崎富久		東京都杉並區大宮前三ノ五九	（荻窪 三六六八）
岩井四郎	建設省都市局水道課	埼玉縣川口市原町一〇六	
岩戸武雄	公衆衛生院	東京都港區芝白金臺町一公衆衛生院衛生工學部	
岩田鶴市	水道協會	東京都世田谷區弦巻町一ノ一五	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

今井哲	岩手窒業鑛山株式會社	東京都文京區西片町一〇ほ十號	（小石川 [illegible]）
石井多三	甲府市役所水道課	甲府市愛宕町二六〇	
池田篤三郎	日本量水器工業所	東京都澁谷區笹塚町一一四五	
池永一郎		東京都西多摩郡西多摩村字羽二二九	
稻垣恭一郎	神奈川縣渉外事務局	横濱市鶴見區東寺尾町一一三二	
入鹿山勝郎	厚生省引揚援護院保健局醫療課	東京都世田谷區祖師谷一ノ四九一	
梅村光二	梅村工業株式會社	東京都杉並區關根町七三	（荻窪 二三七）
上田研介	隆華工業株式會社	鎌倉市材木座芝原町九七七	
内田那沙美	東京都水道局金町淨水場	東京都豐島區要町一ノ四六	
海老名三郎	東京都水道局下水課試驗班	京都杉並區馬橋二丁目一三八	
大西淺市	大石設備工業株式會社	東京都澁谷區代々木上原町一一七一	
小見喜平	日本ヒューム管株式會社	横濱市鶴見區生麥町一七六四	（鶴見 三三一七）
大堀佐内		東京都大田區上池上町二四二	
大澤惇	千葉縣衛生部藥務課	千葉市矢作町一五一	
小田原三良	久保田鐵工所東京支店分室	東京都江戸川區小岩町四ノ一九七一	
岡本一馬	東光精機株式會社	千葉縣印旛郡八生村下福田	
河口協介	水道協會	東京都中野區新井町三二三	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

龜田素	田崎試錐機製作所	東京都新宿區下落合一ノ五四一
川畑愛義	厚生省疫防局防疫課	神奈川縣高座郡相模原町座間入谷
金子吉衛	東京都文京區役所	替團住宅五號
龜田源治郎	淺野物產株式會社金屬部	埼玉縣蕨町須賀町一三
加藤傳七		神奈川縣中郡大磯町本町一一〇五
加藤了吉	加藤工務店	東京都葛飾區小松町一二九三加藤虎之助方
加川新太郎	王子製紙株式會社江戸川工場	水戸市川岸町一二七〇
金守武雄		東京都江戸川區東篠崎町五一八一
衣笠豐		王子製紙北社宅
木代嘉樹	株式會社木村組	東京都世田谷區大原町一一九一
絹川新一郎	建設省都市局水道課	埼玉縣浦和市領家五四九
久保讓	東京都水道局	東京都豐島區池袋町二ノ一〇六四
國富忠寬	橫濱市水道局	浦和市北浦和三ノ一一一
黑岩儉助		東京都杉並區荻窪一ノ四二
久保田勝藏	水道機工株式會社羽田工場	橫濱市西區御所山一番
小林眞三男	大統組水道部	鎌倉市大町二三二五
小林芳之助		東京都大田區羽田三ノ一、二一〇 同上氣付
		東京都杉並區方南町八一
		東京都杉並區馬橋三ノ三〇九

（落合長崎壹六二）

（蕨 二六）

（水 戸 七二五）

（荻 窪 壹七〇四）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

小島貞男	東京都水道局淀橋淨水場	東京都世田谷區松原町一ノ三八和田堀公舍
左合正雄	厚生省公衆衞生院衞生工學部	東京都豐島區池袋二ノ一〇六三
三瓶泰造	東京邦工業所	東京都世田谷區代田一ノ三六八
西郷仙太郎	東京都水道局下水課技術係	東京都澁谷區代々木上原町一二三九
澤田敞一	西原衞生工業所	東京都目黒區上目黒七ノ九七九
柴田三郎	日本エタニットパイプ株式會社	東京都北區稻付西町二ノ二七
篠塚宗吉		鎌倉市材木座六〇五
淨法寺朝美	建設省都市局水道課	東京都目黒區平町一八一
上甲章	水道機工株式會社	東京都葛飾區本田原町一六五
榊原定吉	株式會社荏原製作所	東京都世谷田區太子堂町四三五
酒井億尋	サイケイ商會	東京都杉並區上高井戸三ノ八〇八
菅原正志	水道機工株式會社	東京都北多摩郡國分寺三三〇
杉浦龍二	東實物產株式會社	東京都世田谷區北澤三ノ九五〇
鈴木西一	厚生省公衆衞生局水道課	千葉縣市川市菅野二〇七一
田中鑑		東京都千代田區靈ヶ關
田中寅男		東京都北區田端町四二八
高木敏雄	東京都杉並區役所	東京都杉並區天沼一ノ二〇九

（市川 八四）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

高山武次郎	日立水道株式會社	東京都中野區大和町二八八	
辰馬鎌藏	東京都水道局淀橋淨水場	東京都世田谷區羽根木町一八五〇	（松澤 圖一七）
高橋六郎	山梨工業專門學校	水戸市砂久保四八九五	（水戸 六六六）
巽巖	東京都水道局淀橋淨水場	甲府市古府中町大熊住宅六	
玉置巖	田中土建工業株式會社	東京都新宿區角筈二ノ一〇〇	（淀橋 圖六六）
田邊龜之助	厚生省公衆衛生局水道課	東京都葛飾區高砂町六五七	
田邊弘	久保田鐵工所隅田川製鐵所	東京都北多摩郡小平町小川普團住宅五七	
田邊一郎		東京都江戸川區小岩町四ノ一九七一	
武田侃弐	東京都水道局金町淨水場	東京都澁谷區代々木大山町一〇五一	（淀橋 三圖）
竹前知明	建設省都市局水道課	東京都葛飾區金町一ノ七二〇	
角田考志	東京都水道局建設課	東京都目黒區碑文谷二ノ一〇五六	
寺島重雄	日本大學教授	東京都世田谷區玉川野毛町四五	（田園調布四〇三）
德善義光	江戸川區役所小岩支所	東京都西多摩郡西多摩村羽四六六	
當山三道	中澤物產有限會社	東京都世田谷區玉川奥澤町一ノ三九七	
富田龍一郎	昭和工業株式會社	東京都杉並區和泉町一四〇	
中澤英太郎		神奈川縣藤澤市藤澤二三九	（銀座 七五二）
中西鐵太郎		東京都豐島區椎名町六ノ四〇四二	（落合長崎二四四）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

中山甲一　山梨縣土木部河川課甲府市橋町山梨縣廳河川課內

永瀨貫吉　株式會社永瀨鐵工所埼玉縣川口市本町一丁目（川口 二〇三）

西川武雄　東京都杉並區荻窪一ノ四（荻窪 四二一）

西岡義男　東京都品川區大井倉田町三、二五四

西原脩三　東京都大田區桐里町六二

西原重義　千葉縣津田沼町大久保一一三平和莊內

野邊地慶三　東京都杉並區井荻二ノ三四（荻窪 〇三七七）

野口章彰　東京都杉並區天沼町一ノ一六一

萩原耕一　公衆衛生院東京都大田區雪ヶ谷三六二厚生省寮內

橋場強　松島水道工業所東京都新宿區下落合一ノ三六七白井方

島山一清　株式會社荏原製作所東京都港區芝白金猿樂町六七

原國重　芙蓉土建工業株式會社東京支店山梨縣北巨摩郡韮見村大字村山西割

半田充穗　芙城縣衛生部予防課水戶市石川町石川住宅第五號

廣瀨孝六郎　東京大學第一工學部東京都新宿信濃町二二ノ四（淀橋 一四七七）

平尾昇　埼玉縣南水道組合東京都杉並區西荻窪三丁目一番地

平野井雷治　富士水道工業株式會社東京都澁谷區大向通一（澁谷 二六四八）

平井秀雄　東京都中野區鷺宮一ノ二一一

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

比留間清	東京都水道局給水課配水係淀橋工區	東京都北多摩郡村山村三ッ木二三	(淀橋 二五九一)
深谷宗吉	水道協會	埼玉縣兒玉郡七本木村三一七二	
藤田弘直	富士水道工業株式會社	横濱市鶴見區生麥町一六八五	
藤原武雄	新興共營土木建築株式會社	東京都世谷田區松原町二ノ五六二	
藤井鐵造	日本鑄造株式會社	神奈川縣川崎市京町一ノ三九	(川崎 二二三六)
藤山政孝	三榮興業有限會社	横濱市保土ヶ谷區月見臺二六二	
福島弘	日本水道株式會社清算事務所	東京都杉並區天沼二ノ四二五	
洞澤勇	公衆衛生院	東京都世田谷區烏山一〇〇九	
堀江勝己	三榮興業有限會社	横濱市神奈川區澤渡六〇番地	(神奈川 一一六一)
松岡敬	日本ヒューム管株式會社	東京都品川區荏原七ノ六一〇	(荏原 九四)
松村章	川崎試錐機製作所	東京都北多摩郡國分寺町本多新田四八二	
松木順一郎	公衆衛生院衛生工學部	東京都港區芝白金臺町公衆衛生院衛生工學部	
御厨敏彦	國家消防廳	東京都目黑區三谷町二八	
三輪時三郎		東京都中央區小田原町一ノ五	(築地 一三〇八)
三位甚造		東京都文京區高田老松町六二	
水谷憲爾	建設省都市局水道課	東京都澁谷區丹後町三番地	
水谷延三郎	古川理化研究所	横濱市鶴見區生麥町一五六八	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

溝江五月	株式會社辰村組	東京都港區赤坂青山南町六ノ一三四	（赤坂 三四三五）
武藤麒駛郎		東京都新宿區西落合一ノ一八九	（落合長崎 三八五三）
武藤祝	明治造機株式會社	東京都目黒區鷹番町九八	
村幸雄		神奈川縣津久井郡川尻村四九四	
目黒次郎	鑄鐵管倶樂部東京支部	東京都港區赤坂青山南町一ノ五五	
持田勝藏	利根工業株式會社工事部	宇都宮市大工町四六九	（宇都宮 三〇四）
元倉三郎	昭和水道土木株式會社	東京都台東區下谷竹町一一	
山内孝雄	興亞化學研究所	東京都目黒區柿ノ木坂二七七	
山下由雄	大統組	東京都文京區田町四三	
山下利兵		東京都澁谷代々木西原町九三四	（淀橋 一〇四九）
山田武治	株式會社經塚工務所	東京都豐島區目ノ出町三ノ一〇同上氣付	
矢島太郎	神奈川縣衛生部公衆保健課	横濱市神奈川區齋藤分町一二四	
結城守	大田工業株式會社	東京都杉並區阿佐谷二ノ五八五	
吉永保藏		神奈川縣小田原市新玉三ノ五〇九 久保田作三方	（小田原 一二五三）
米田健三	株式會社久保田鐵工所東京支店	千葉縣市川市菅野中の割三〇九	
和田忠治		東京都杉並區永福町三三九	
宗像丑藏	東京都水道局大木戸營業所	東京都中野區野方町一ノ八二九	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

關西支部

蘆田享介	兵庫縣芦屋市松の内一二三八	
淺田允章	鑄鐵管倶樂部	奈良縣生駒郡伏見村大字西大寺二五八五西大寺境内
有光壬辰	立命館專門學校工學科	京都市上京區北野白梅町二六
井戸崎好次	株式會社栗本鐵工所	大阪府南河内郡大堀村字大美野一一三
飯島一郎		舞鶴市四條通水交社々宅
石原哲雄	株式會社淨水工業所	兵庫縣尼崎市濱宇御園三四

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

上田鶴松	鋳鐵管倶樂部	大阪市東住吉區田邊東之町五ノ二八	
岡芳二	株式會社栗本鐵工所	大阪府池田市綾宝町一ノ八七九	（池田 一一〇一）
小野威	株式會社鹿島組大阪支店	大阪市阿倍野區阿部野筋二ノ三三	
小田原大造	株式會社久保田鐵工所	堺市濱寺隧道森町東二ノ二一五	
久保英郎	京都市水道局	京都市伏見區深草稻荷御前町一ノ二	
大野定吉	大野木槽木管工業株式會社	兵庫縣尼崎市築地本町四ノ七九	
桂周次	日本水量メーター株式會社	兵庫縣尼崎市水堂町字加茂三二番地	
片岡帝一	鋳鐵管倶樂部	大阪府中河内郡若江村大字若江北八八一ノ一	
川谷恒規	株式會社栗本鐵工所	豐中市豐中本通四丁目	
梶木寅之助		兵庫縣伊丹市伊丹圭基町五五七	
北神正	大阪市清掃局	大阪市北區北扇町堀川住宅四六	（豐崎 一一二〇）
木村富次郎	大阪市水道局	大阪府茨木市下中條一九〇ノ一	
木村剛一	堺市役所水道課	大阪府堺市相生町二ノ一二	（堺 三〇〇）
行德直誠		兵庫縣芦屋市山ノ手町一四五	（芦屋 一〇六二）
桑原卯左衛門	株式會社久保田鐵工所	大阪市住吉區紗濱東ノ町一ノ二三	（住吉 三八〇）
久保田捕四郎	株式會社久保田鐵工所	久保田帝塚山寮	
栗本順三	大阪市役所	大阪市阿部野區帝塚山西一ノ六三	（住吉 一〇五二）
		大阪市東住吉區山坂町五ノ五七	（東住吉 一八一八）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

熊代正一	日の出商會神戸出張所	神戸市須磨區須磨浦通三ノ二	
小林義彦	株式會社栗本鐵工所	兵庫縣芦屋西新田四三八	
近藤正義	大阪市水道局	大阪市東住吉區山坂町四ノ三九	
澤竹慶三		大阪市生野區北生野五ノ五一	
下間仲都	大津市役所囑託	京都市中京區蛸藥師通河原町東入	
新庄親三	株式會社栗本鐵工所	兵庫縣伊丹市鈴松二〇七ノ二六	
曾我長二郎	曾我水道工業株式會社	大阪市福島區下福島一ノ八	（福島 三五五）
竹内理一		芦屋市平田町五番地	（芦屋 三一〇〇）
竹中龍雄	神戸經濟大學	大阪府茨木市下中條四三五島きぬ方	（茨木 七四）
田邊九十九	特別調達廳京都支局	京都市上京區新町鞍馬口上ル	
谷本清	大阪市水道局	大阪市旭區横寺町府營住宅八二號	
辻藤太郎	大阪市水道局淨水所係	大阪府吹田市大字小路九三三	
寺尾澤吉	水道協會大阪出張所	大阪府泉北郡信太村王子九七〇	
長尾幸雄	株式會社栗本鐵工所	大阪市住吉區墨江西七ノ五四	
永井豐太郎		大阪府三島郡玉櫛村眞砂四五〇	
檜垣萬次郎	日本パルプ製造株式會社大阪出張所	大阪府池田市石橋莊園	
福原耕一	大阪市水道用品株式會社	大阪市西區新町南通四ノ三	（新町 二六九〇）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

福山類三郎	福山研究所	大阪市東住吉區平野濱町二ノ一七
松下伸一	大阪市水道局淨水所	大阪府泉北郡高石町南一〇二五
宮北敏夫	攝南工業專門學校	大阪府茨木市大字下中條三一〇
箕田貫一	株式會社栗本鐵工所	大阪府堺市濱寺公園町三松之家方（濱寺 六一五）
宮本禎三	和歌山縣土木部河港課	和歌山市紀三井寺一〇二六
村山喜一郎		京都市上京區小山下初音町二五
村山禮吉	右久根工業株式會社京都支店	京都市中京區西ノ京中合町二八（西陣 三〇五五）
山本與一郎	山本工業所	兵庫縣神崎郡川邊村西川邊
安田靖一	京都市水道局	京都市中京區西ノ京圓町一一ノ一（西陣 四六四〇）
山本英太郎	大阪府土木部道路課	大阪府北河內郡住道町大字三箇三四三
山田正	兵庫縣衞生部防疫課	神戸市長田區鞘原町一ノ一七七
梶村德治	大阪市水道局	大阪府守口市高瀨町一ノ一八一
澤田利夫	大阪府廳土木部道路課	大阪市東區大手前町同上氣付
曾原良宗	大阪市水道局	大阪府中河內郡玉川町岩田一七三

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

中部支部

足立藤一	愛知縣一宮市神山町一ノ三九		
安部源三郎	岐阜市鏡岩	（岐阜三二八）	
市川喜與治	名古屋市水道局	名古屋市中區南外堀町六ノ一三七同上氣付	
飯田康雄	愛知縣額田郡岩津町西鴨田	（岡崎七二四呼）	
犬塚四郎	三重縣土木部都市計畫課	三重縣津市大字半田一九三一	
植村勇	愛知縣衛生部保健指導課	愛知縣碧海郡安城町大字安城字赤塚六五	
小野基樹	靜岡縣	靜岡縣熱海市西山町七五〇	
小川宇三郎	富山縣衛生課衛生試驗室	富山市星井町八八	
川崎勢藏	株式會社アロハアーケード	名古屋市千種區清住町三ノ五〇	
杉戸清	名古屋市水道局	名古屋市千種田代町四觀音通東 水道公舍	（名古屋東四五〇）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

杉野進　運輸省名古屋地方建設部
中島貞一郎　名古屋市中川區中島新町營團住宅一七九
中田忠孝　株式會社鳴海精機製作所　長野縣下伊那大島村桑園
初島馥江　日本理化土木株式會社熱海支店　金澤市長田本町ロノ二八　（金澤　四七七）
深田新三　靜岡縣土木部河港課　靜岡縣熱海市溫泉通四七七　（熱海　一五三）
松見郎　名古屋市水道局　靜岡縣志太郡藤枝村兵太夫八九〇
橫山喬　日國工業株式會社名古屋工場　名古屋市南區春日野町二四　（瑞穗　三四一）
塚木精太郎　大日本土木株式會社　名古屋市千種區日和町五ノ三六　（東　六八四〇呼）
渡邊喜久雄　石川縣土木部河港課　岐阜市村木座三七三　（岐阜　一六五五）
鈴木和平　名古屋市水道局　石川縣羽咋郡富永村宇吉崎
名古屋千種區赤坂町一ノ三

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

東北支部

日原芳鶴但高佐畔櫛金太阿
賀野武橋藤田谷部田
見一之博男義成芳甚謙長清新誠
高宮秋仙福青秋仙秋仙秋
成城田工福島岩仙青仙秋
義縣縣工縣縣縣縣縣縣縣
土土務縣手臺森臺森臺田
木木所土平形臺縣臺縣臺
部部仙木戰上市工市土市
計計台部災町業市木市手
畫畫支計復三專沖部北形
課課店畫興丁門館道一上
水內事目學千路番町
道務七校刈課町
保所四田
三
三
四
四
三
三
四
四
三
三
四
四

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

中國四國支部

入江國之助	三原市水道課	廣島縣三原市本町一七二九	
浦上英男	日の出商會	岡山市北富八一〇	（岡山 二三三五）
上田義彦	山口縣衞生部予防課	同上氣付	
大井博利	廣島市役所復興局下水課	廣島市宇品町神田通宇品抽水所內	
岡木開三	廣島縣土木部河川課	廣島縣尾道市吉和町一八一	
川島權一	川島水道工務店	島根縣松江市幸町七九八ノ二	（松江 一八二四）
河瀨治美	今市水道株式會社	島根縣出雲市今市町四二九	
熊野久作	山陽建設工業株式會社	山口縣豐浦郡宇賀村湯玉第八一四八	
佐伯茂		吳市吉浦狩留賀町	
木多一	岡山市役所水道課	岡山市北方一一二四	（岡山 三五三三）
篠原一衞		廣島市基町一元幼年學校跡市營住宅	
中家喜一郎	德島市水道課囑託	德島市南佐古町佐古山	
沼野武一	吳市役所水道部	廣島縣安藝郡戶坂村吳市戶坂水源地公舍內	（廣島 三二四五）
乃万正	愛媛縣衞生部藥務課	松山市祇園町一ノ一九一	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

寶田一藏　新潟縣岩船郡村上町大字本町八〇ノ乙
八島明　宮城縣加美郡廣原村下多田川中野
八卷重朗　仙臺市中杉山通二五
佐藤眞次　仙臺市六軒町六番地官方
佐藤弘治　山形縣衞生部予防課　即上氣付
武藤文者　特別調達廳仙臺支局原町出張所　仙臺市原町小由原天還前南四一

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

大橋	克太	日本土木工業株式會社中國營業所	廣島縣佐伯郡廿日市町中東
吉田	弘	鳥取縣衞生部予防課	鳥取縣東伯郡榊村大字龜谷六〇五
山前	百太郎	中國水道工業株式會社	廣島市觀音本町二ノ九五〇（廣島 二五九）
山田	繁政	鳥取市役所水道課	鳥取市賀露町一一五二
岡	一三	岡山縣河港課	岡山縣上房郡高梁町鍛冶町一五
田・弘道		松江市水道部	松江市南田町一ノ一三（松江 七三七）
岡	茂延	高知縣土木部道路課	高知縣高岡郡越知町一四七八
西	禮二郎	香川縣土木部計畫課	香川縣三豐郡笠田村大字笠岡一九五三

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

九州支部

安藤正彌	八幡製鐵所	福岡縣八幡市槻田石坪町五丁目
相木正	八幡製鐵所	〃 八幡市園田町一丁目園田社宅
井上政治郎	淨水工業所	別府市大字別府二一三七の一
池田英雄	株式會社神戸製鋼所門司工場	門司市小森江五五二同上氣付
伊藤清	大牟田市役所水道課	熊本縣玉名郡清里村字小野大牟田市水道公舍内
岩谷光男	佐賀縣土木部河港課	同上氣付
飯田龜壽郎	八幡製鐵所	福岡縣八幡市門田社宅三丁目
植山則美	八幡製鐵所	〃 八幡市尾倉門田町二九
加藤恒雄		別府市内竈三五一五渇水貯水池
加納豐彦	加納工務所	鹿兒島市鷹師町六五
梶原景雄	熊本市役所水道課	熊本縣飽託郡廣畑村保田窪一六六
君島八郎		福岡市箱崎宮小路一九〇八

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

清川雅衛	株式會社日之出商會	福岡市比惠新町一ノ八三	同上氣付
岸田收二	八幡製鐵所	福岡縣八幡市大藏清水町八三八	
桑原仁	株式會社高橋商店	福岡縣小倉市京町七ノ二一六	（小倉 一九五八）
瀨長治	株式會社淨水工業所長崎營業所	長崎市本河內町二〇一四	
後藤正己	八幡製鐵所	福岡縣八幡市平野町六丁目	
古賀盛	長崎縣衛生部豫防課	長崎市國分町一	
中吉郎	九州大學工學部	福岡市平丘町八八	（西 一七四五）
初代志	九州物產株式會社	熊本市大江町九品寺五一八ノ六二	
根守利	株式會社施水社	大分市春日町七〇八の一	（大分 六二七）
澤猛夫	八幡製鐵所	福岡縣八幡市天神町三丁目鬼ヶ原水道社宅	
瀨薰	長崎市復興局	長崎市鳴瀨町八四三	（長崎 三六八）
上重亨	門司市水道課	福岡縣門司市大里柳原町二三九七	
木庄市	日本製鐵八幡製鐵所	福岡縣八幡市竹下町七丁目	
本齋鼎	福岡市水道課	福岡市龍原四番丁二八の八	
田博	八幡製鐵所	福岡縣八幡市大藏園田町三丁目ノ	
一郎	福岡市工營部	福岡市烏飼町六の四七二	
山恭八	八幡製鐵所	福岡縣八幡市河內町	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

森山忠　宮崎縣土木部計畫課

吉田貞人　福岡縣土木部計畫課

山田忠彦　熊本縣土木部

山田利廣　鹿兒島縣土木部衛生課

谷本熙　八幡製鐵所

宮崎縣西諸縣郡高原町

福岡市古小烏町六六の一

福岡縣山門郡東宮永村

同上氣付

福岡縣八幡市高見町日鐵高見寮內

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

北海道支部

氏名	勤務先	住所
稲生 來	明樂工業株式會社	室蘭市船見町一八
石倉竹次郎	明樂工業株式會社	夕張市清水澤明樂工業株式會社清水澤工事事務所
眞島恭雄	北海道大學工學部	札幌市北五條西二〇丁目
森慶三郎	室蘭工業專門學校	室蘭市岡上氣付
林猛雄	北海道大學工學部	札幌市同上氣付
重任文男	大巧建設社	札幌市南三條西二十三丁目（札幌 二九〇）
森田健造	北海道大學附屬土木專門部	札幌市南十七條西七丁目
岡正義	三井鑛山砂川鑛業所	北海道空知郡砂川町上砂川同上氣付
山名隆	北海道衞生部防疫課	小樽市奥澤町五の三二
小山道義	大巧建設社	小樽市梅ケ枝町四二

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

四、賛助會員

支部別會員數（關東 三七 關西 二八 中部 一四 東北 四 中國四國 九 九州 三 北海道 二）計 九七

關東支部

會員名	級別	代表者	住所	電話	支店其の他
株式會社荏原製作所	1	取締役社長 畠山一清	川崎市北加瀬五〇	川崎二六二一—四	
日本鋼管株式會社	1	營業部長 清水芳夫	東京都中央區日本橋本町三ノ九ノ三	日本橋五八一〇—二三	
前澤バルブ工業株式會社	2	取締役社長 前澤慶治	東京都目黒區鷹番町一〇七	荏原(08)〇五六二	
日國工業株式會社	3	代表取締役 御法川易藏	東京都中央區橋町二ノ五	京橋(56)六〇六四 六七〇二 七八〇八	名古屋工場 名古屋市北區石園町三ノ二三
水道機工株式會社	3	取締役社長 杉浦竜二	東京都中央區日本橋呉服橋三ノ七	日本橋(24)一三一四 五	世田谷工場 世田谷區世田谷五ノ三〇三五
荏原工業株式會社	3	取締役社長 岩城福三郎	東京都中央區木挽町七ノ一	銀座(57)七二八九	羽田工場 大田區羽田三ノ一一一〇
					九州營業所 熊本市下反畑六四

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

株式會社茂又鐵工所	3	取締役社長	茂又四郎介	埼玉縣川口市飯塚町一ノ三四	三七二四 三六六九	東京出張所	東京都中央區日本橋室町四ノ三坂田ビル内
武藏鑄造株式會社	3	社長	海崎吉太郎	埼玉縣川口市飯塚町三ノ五〇	三七九三 三六〇八		
双葉鑄造株式會社	3	取締役社長	稻川次郎	埼玉縣川口市原町二九六四	三〇六九 三三二九 三五六七 三五三一		
株式會社吾妻計器製作所	3	取締役社長	生田實	横須賀市田浦町四七七	田浦 九〇		
日本バルブ製造株式會社	3	取締役社長	原虎一	東京都中央區銀座西七丁目五	銀座 三八〇一二		
日本陶管株式會社	3	常務取締役	西山寛則	東京都新宿區四谷五番地五	四谷 五一〇七		
大同コンクリート工業株式會社	3	取締役社長	加藤於菟丸	東京都千代田區一番町十五番地五	九段 三八七一九 三五五一七		
磯村產業株式會社	3	專務取締役	眞鍋左武郎	東京都港區芝今入町三番地	銀座 三六四六一八		
株式會社森田鐵工所	3	取締役社長	森田弘	川口市並木町一ノ二七七六			
遠山鑄工所	3	遠山政彥		埼玉縣川口市飯塚町三ノ三九	川口 二八八五		
淺野物產株式會社	4	取締役社長	岩上淳一	東京都千代田區丸ノ內一ノ一〇	丸ノ內 三五七一—五 四二八五—八	大阪支店 門司支店	橫濱支店 札幌支店 名古屋支店

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

中川ヒューム管工業株式會社	4	取締役社長 中川延四郎	茨城縣土浦市眞鍋町三七二	土浦	七五〇 一〇六 二八七	東京 東京都台東區金杉一ノ八 出張所 (電淺草一八九五・一八九六) 土浦工場 土浦市眞鍋町一〇三二 (電 五一五)
山根合金鑄造所	4	所長 山根仁太郎	東京都荒川區尾久町六ノ二三七	下谷(83)	一八六二	金平工場 石川縣能美郡金野村字金平
日本ゼニスパイプ株式會社	4	取締役社長 山口三郎	東京都中央區日本橋茅場町二ノ五	茅場町(66)	六〇二三 六一七七	神戸支店 新潟出張所 福岡支店 札幌出張所
江廣工業株式會社	4	取締役社長 江藤義智	東京都大田區大森一ノ二七	大森(06)	一二二三	
日本管工業株式會社	4	取締役社長 松尾敏雄	東京都台東區入谷町一九	淺草(84)	七六〇五	
帝國ニューヒューム鋼管株式會社	4	取締役社長 篠塚宗吉	東京都中央區木挽町五ノ二	銀座	七三四四—六 七五一五—七	
昭和水道土木株式會社	4	取締役社長 山口三郎	東京都台東區下谷竹町十一			中國營業所 廣島縣佐伯郡廿日市町東海尾
日本土木工業株式會社	4	取締役社長 山崎文雄	東京都中央區木挽町八ノ十一			
石田弁工業株式會社	5	取締役社長 石田謙一郎	東京都港區芝白金志田町十二	三田	三四四八 三四四九 三一七〇 三一七一	
トミス商會	5	戸籐俊藏	東京都澁谷區千駄ケ谷町五ノ九二八	淀橋(37)	一五九三	
株式會社高柳製作所	5	高柳正吾	東京都台東區淺草北清島町七五	淺草	一三一五 三五三三	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

岩本パルプ製作所	5	岩本巳代治	東京都文京區湯島天神町三ノ一二	下谷	二四八四
日本原料株式會社	5	取締役社長 齋藤博次	神奈川縣川崎市南幸町一ノ三三	川崎	二四七七
太三機工株式會社	5	代表取締役 佐々木亥之松	東京都中央區木挽町一ノ三	京橋	(56)一五六五
東洋アルミニウム工業所	5	所長 志村千代治	東京都北區袋町一ノ一九九〇	赤羽	三三九七
株式會社東商店	5	取締役社長 東一	東京都千代田區神田鍛冶町二ノ二	神田	四〇〇一
富藤製作所	5	藤岡保雄	東京都荒川區南千住二ノ十三	淺草	〇五九八
日東商社	5	代表者 川越武明	東京都港區芝新橋二ノ八	銀座	(57)二九九一
細野鑄工所	5	所長 細野民治	埼玉縣川口市飯塚町一ノ二二九	川口	二三九三 二二二七
株式會社逸見鉛管鑄造所	5	取締役社長 逸見磐	東京都港區高濱町五番地	三田	(45)一九二四

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

株式會社久保田鐵工所	1	取締役社長 久保田權四郎	大阪市浪速區船出町二ノ三	南 五四一六	東京支店 東京都中央區西八丁堀二ノ六
株式會社栗本鐵工所	1	專務取締役 箕田貫一	大阪市西區新町通一ノ一四	新町 五三〇—五三三	東京支店 東京都中央區日本橋江戸橋二ノ八
日本水力工業株式會社	1	取締役社長 南日良吉	兵庫縣西宮市泉町一	西宮 五四五〇—二 五二六五 四九八六	
阪神金屬工業株式會社	3	後藤連平	大阪市生野區東桃谷町三ノ一六二	天王寺 四五四一	東京出張所 東京都中央區新富町三丁目
平池製作所	3	取締役社長 平池松三郎	大阪市東成區片江町一ノ四一五	南 六七二八	
日本產業株式會社	3	專務取締役 佐藤一鐵夫	大阪府布施市是代北一ノ壹		
小西理化機製造株式會社	3	取締役社長 小西彥三郎	大阪府吹田市三七八八	吹田 五四〇 七〇三	
株式會社中桐鐵工所	3	取締役社長 中桐德三郎	大阪市東住吉區平野政所町二ノ一八の一	東住吉 五七一	
合資會社旭日工業所	4	小菅建一	大阪府布施市是代一丁目一三九ノ三	天王寺 五二八〇	

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

合資會社淨水工業所	4	取締役社長 井上政治郎	兵庫縣尼崎市濱字十二第四五番合併地		
株式會社管野製作所	4	取締役社長 笠野房治	大阪市東區十三軒町二五番地	東	八〇九八
住友興業有限會社	5	專務取締役 住友正夫	京都市下京區七條御所ノ内本町七四		
ワシノ弁栓株式會社	5	代表取締役 廣瀬侃一	滋賀縣彦根市仲町四三	彦根	三九二
野田興業株式會社	5	取締役社長 田中終一朗	大阪市大淀區天神橋筋六ノ五 新京阪ビル	堀川	二三六九
横手産業株式會社	5	取締役社長 横手美英	大阪市西區江戸堀上通リ一ノ二五 日本海上ビル内	土佐堀	三五五八 三五五九
都市工業社	5	矢野謙治	大阪府豐中市岡町寶通二丁目		
神戸市水道工事業組合	5	組合長 柳橋藤一郎	神戸市兵庫區大開通四丁目 神戸市水道局内	湊川	七七七三
大阪金屬工業株式會社	5	取締役社長 山田晁	大阪市東區北濱五丁目一二番地	北濱	一九二〇 三七三一—四
株式會社大林組	5	取締役社長 大林芳郎	大阪市東區京橋三丁目七五番地	東	八六〇—五 五四〇四—九
須賀工業株式會社	5	取締役社長 須賀豐次郎	大阪市福島區堂島濱通四ノ一〇	福島	一一五七 一一五八
西原衛生工業所 大阪出張所	5	伴秀雄	大阪市大淀區中溝南通二ノ五二		

東京出張所 東京都千代田區丸ノ内二ノ二丸ビル三八一室

京都出張所 所長 中野勇 京都市中京區富小路通二條下ル

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

大阪市公認給水工事請負業者組合	5	理事長 堤 耕作	大阪市北區南扇町大阪市水道局内
大阪府管工事工業協同組合	5	理事長 河村 茂	大阪市東區横堀五丁目卅八番地
協和工業株式會社	5	松尾 松次	大阪市北區小松原町五ノ一
株式會社桐田商會	5	取締役社長 堤 耕作	大阪市北區樋口町三八
大榮製作所	5	崎山 三治	京都市左京區川端丸太町東丸太町一四
株式會社南海量水器工業所	5	代表取締役 日比野秀夫	大阪府貝塚市北四五九
正起工業株式會社	5	專務取締役 天野 郁男	大阪市北區堂島北町一四

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

中部支部

愛知時計電機株式會社	1	專務取締役	白石豐彦	名古屋市瑞穗區堀田通三ノ一二	
大日本土木株式會社	1	取締役社長	遠藤健三	岐阜市長住町二ノ五	岐阜 四四四五—七
南海管工事工業株式會社	1	横山	喬	名古屋市中區櫻町三ノ二	東 六八〇九 七七一五
合資會社眞興機械製作所	3	小島	博夫	名古屋市西區堀越町二六五	四 〇九四〇
有限會社森組陶管製造所	3	取締役社長	森五郎作	愛知縣碧海郡高濱町大字高濱欠戸二二	一六五 二〇八
中越電化工業株式會社	4	取締役社長	堀野豐一	富山縣氷見郡窪村窪字濱畑七六	氷見 四三
神谷製陶株式會社	4	取締役社長	神谷太一郎	愛知縣知多郡常滑町	小鈴谷 一
鈴木製陶所	4	鈴木	太郎	愛知縣碧海郡刈谷町大字重原字西新切一四	本社 東京都中央區八丁堀四ノ五 電京橋 一五九四 四五四五
青葉計器製作所	5	代表者	武井千萬人	長野縣岡谷市西堀九二六五	岡谷 三二六八
東邦鑿泉工業株式會社	5	取締役社長	伊藤金一	三重縣四日市市新濱町三ノ二	四日市 一六四 一六五 桑名出張所 所長 宮本寅夫 三重縣桑名市壽町

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

日東工業株式會社	5	責任者 田口次雄	豐橋市松葉町二五四	
長野縣度量衡株式會社岡谷支店	5	常務取締役支店長 武井三千穗	長野縣岡谷市西堀九二六一	岡谷二六四六
愛知陶管工業株式會社	5	取締役社長 渡邊安衛	愛知縣知多郡常滑町字中郷八五	常滑三一
株式會社協盛商會三谷工場	5	代表取締役 西尾星一	愛知縣寶飯郡三谷町字平口一五	三谷一二八

東京營業所 東京都中央區槇町三ノ一 五七六

大阪營業所 大阪市北區曾根崎町上一ノ四一

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

東北支部

小川商事有限會社	4	取役締社長 小川泰一郎	山形縣酒田市下小路一〇
鹽釜內燃機鐵工株式會社	5	取締役社長 芳賀奈七郎	鹽釜市字台七七ノ二
宮城縣管工業協同組合	5	理事長 佐竹一郎	仙台市國分町四四番地
株式會社青葉製作所	5	代表取締役 民野好	仙台市土樋一五一

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

中國四國支部

株式會社關門水道工業所	3	取締役社長 山本廣義	下關市南本町九四七	下關 二六〇五
朝日精機工作所	3	所長 西田滿二	吳市藏本通六丁目吳全館內	吳 四〇六八
日本土木工業株式會社	4	取締役社長 山崎文雄	廣島縣佐伯郡廿日市町東梅尾	廿日市 三九
廣島鐵管工業株式會社	5	代表取締役 大越國治	廣島縣安藝郡府中町字新地六〇四三	府中 三〇八一
高田工業所	5	高田有二	廣島市荒神町一六七三〇	
復研社	5	早川卯三男	廣島縣佐伯郡宮島町	
壹岐商會	5	壹岐晃久	廣島市牛田町南區一〇五	
德島水道工業社	5	東條要	德島市弓町二ノ一一	
株式會社桐田商會吳出張所	5	諸星茂	吳市東雲町一丁目一〇番地	吳 三五四二 三五六八

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

九州支部

日新水道煖房株式會社	4	牟田 義統	福岡市土手町二〇ノ二九
多々良工業株式會社	5	代表取締役 吉村一輝	福岡市下對馬町一四ノ一八
株式會社箱崎鐵工所	5	川島 晴夫	福岡市箱崎前川町

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

北海道支部

北海道ヒューム管株式會社　5　取締役社長　小林米三郎　北海道夕張郡角田村字栗山町六二一　栗山　㊞

株式會社光合金製作所　4　取締役社長　井口良次　北海道小樽市堺町九八番地　小樽　㊞

六〇

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

五、水道協會役員

（昭和二十二年八月二十五日第十五回總會に於て改選）

會長　東京都知事　安井誠一郎

副會長　河口協介　横濱市長

理事　大阪市長　京都市長　神戸市長　名古屋市長　仙臺市長　廣島市長　福岡市長　函館市長　建設省都市局長　厚生省公衆衛生局長　東京都水道局長　廣瀬孝六郎　株式會社久保田鐵工所社長　足利市長

監事　西宮市長　吳市長

評議員

關東支部　横須賀市長　銚子市長　高崎市長　甲府市長　水戸市長　日本製鐵株式會社　堀江勝巳　武藤麒駿郎

關西支部　堺市長　舞鶴市長　姫路市長　和歌山市長　奈良市長　大津市長　阪神上水道市町村組合管理者

中部支部　靜岡市長　津市長　岐阜市長　半田市長　松本市長　福井市長

東北支部　福島市長　秋田市長　弘前市長　酒田市長　高田市長

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

中國四國支部

岡山市長
山口市長
松江市長
高松市長
德島市長

九州支部

戸畑市長
門司市長
別府市長
宮崎市長
唐津市長
佐世保市長

北海道支部

小樽市長
札幌市長
室蘭市長

支部長

關東 横濱市長
關西 大阪市長
中部 名古屋市長
東北 仙臺市長
中國四國 廣島市長
九州 福岡市長
北海道 函館市長

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

六、常設調査委員

（昭和二十三年九月三十日現在）　五十音順◎印委員長

事務常設調査委員會

委員

名古屋市水道局業務課長　石木勝可
横濱市水道局庶務課長　金井德治
東京都杉並區長　高木敏雄
東京都中央卸賣市場長　中島義平
大阪市水道局庶務課長　中村芳次郎
富士水道工業株式會社社長　◎藤田弘直
厚生事務官　藤田義孝
東京都水道局總務課長　藤本勝滿露
建設事務官　湯澤弘一

幹事

水道協會總務部長　秋山忠次

工務常設調査委員會

委員

東京都水道局技師　石田石松
東京都水道局給水課長　岩崎富久
建設省都市局水道課長　岩崎瑩吉
川崎製作所　岩井四郎
東京都水道局長　龜田素
横濱市水道局長　久保讓
名古屋市水道局長　國富忠寛
東京都水道局下水課長　杉戸清
東京都永道局小河内建設事務所長　佐藤九郎
東京都杉並區長　佐藤志郎
大阪市水道局給水課長　◎高木敏雄
東京大學教授　谷本清
富士水道工業株式會社社長　廣瀨孝六郎
名古屋市水道局業務課長　藤田弘直
東邦建設工業株式會社　松見三郎

臨時委員

日本鋼管株式會社　青木不二男
東邦建設工業株式會社　板倉誠

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

横濱市技師 有働逸男
中西アスファルト株式會社 川島宜夫
陶管需給協議會 神谷賢一
東京都技師 小林重一
日本エタニット株式會社 影浦正俊
東京都技師 扇田彦一
日本陶管株式會社常務取締役 西山喜則
秩父セメント株式會社 志賀篤
東京工業大學 西川榮三
彌富商會 樋口濱藏

幹事
水道協會調査課長 岩田鶴市

七、衛生常設調査委員會

委員
東京都技師 岩崎富久
東京都技師 相澤金吾
東京都技師 内田那沙美
厚生技官 川畑愛義

大阪市技師 近藤正義
西原衛生工業所 柴田三郎
名古屋市水道局長 杉戸清
日本醫科大學教授 野邊地慶三
東京大學教授 ◎廣瀬孝六郎
厚生技官 洞澤勇

幹事
水道協會囑託 澤田敏一

中央編集委員（◎印は委員長）

東京都水道局長 ◎久保讓
建設省都市局水道課長 岩井四郎
厚生技官 入鹿山勝郎
東京都水道局業務課長 大久保嘉彦
東京都水道局下水課長 佐藤九郎

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

水道協會

東京都文京區元町二丁目二十三番地
（本郷局區内）
電話小石川（58）一五七七五番
一六〇九〇番
振替口座東京 七六二九六番

大阪出張所

大阪市北區南扇町 大阪市水道局内
電話（堀川）二八〇番
（代表）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

全國水道協會
第十七回總會及び第十五回部會日程

一、開催地代表挨拶（新潟市長）
二、會長挨拶
三、来賓祝辞
四、功績表彰式
五、議長挨拶
六、會務報告
七、常設調査委員長報告
八、議事
(一)昭和二十二年度水道協會歳入出決算
(二)水道協會定款及び細則変更の件
(三)連合部會
(イ)會員提出問題審議

第一日　昭和二十二年十月二十二日（金）午前九時總會及び部會（會場　新潟市川端町・白山小學校）

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

第二日　昭和二十三年十月二十三日(土)午前九時部會及び總會

一、議事

(一)連合部會（前日に引續き提出問題審議）

(二)總會（連合部會終了に引續き開會）

(イ)次回開催地決定の件

(三)閉會式

(イ)議長挨拶

(ロ)會長挨拶

二、視察（午後一時）

(一)北越製紙株式會社及び株式會社新潟鉄工所

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

昭和23年9月2日第三種郵便物認可 ・ 毎月1回20日發行

The Water Works and Heating No. 4 August. 1948.

顧問 工學博士 島崎孝彦
東大講師 岩崎瑩吉

水道と熕房

第1卷 第4號 第9月號

昭和23年9月20日發行

—目 次—

水道協會解散？……主幹 神田芳之助…(1)
上水道と災害……東大講師 岩崎瑩吉…(2)
日立水道株式會社
量水器檢定制度の改正に就て……專務取締役 高橋六郎…(5)
一簡易淨水法……大阪市水道局技師 辻藤太郎…(8)
水道の常識……前高知市水道課長 三宮幸得…(10)
函館市水道貯水池堰堤のコンクリート風化について…… 函館市水道部…(18)
高知市降雨量調査……高知市下水道係長 小林竹茂…(19)
水道用資材新統制價格…… ……(22)
質疑應答…… 本社總務部 (22)
各地通信…… 各地方係…(23)
業界近況……(24)
社告……(9)
編輯後記……(24)

The Water Works and Heating

水道熕房社

大阪市東淀川區塚光通1-10 (振替大阪113218)

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

急速濾過裝置　塩素滅菌機
水源地・配水諸設備　ベンチュリーメーター・水位計
其他水道用諸機械

小西水道建設部

（商工局指定　小西理化機製造株式會社）

本社　吹田市三七八八　電話吹田〇七〇二番
第一工場　吹田市省線本驛前　電話吹田〇五四〇番
第二工場

▲取扱商品　船舶、瓦斯、水道、煖房、冷房、化學工業用
鑄鋼製、鑄鐵製、鍛鋼製、砲金製各種バルブコツク
水道水栓類、鐵管繼手、其他管類附屬品、ポンプ

▲特約工場　關西バルブ賣販協會々員　工場貳拾四社

關西バルブ株式會社

取締役社長　濱田武

本社　大阪市南區鰻谷仲之町貳番地
（長堀橋南詰西入）
電話南㊱2194番
電略「オウサカ」ヒガシカンサイバルブ

最高級

各種バルブ・コツク
水道・衛生・煖房器具

TRADE **MARUAN** MARK
絶對責任保證付

鑄造・設備
加工・一貫
仕上・作業
鍍金・工場
試驗・

良心的なる品を作る
常に最善を盡し
卓越せる技術
完全なる設備
多年の經驗！
弊社ノ**モット！**

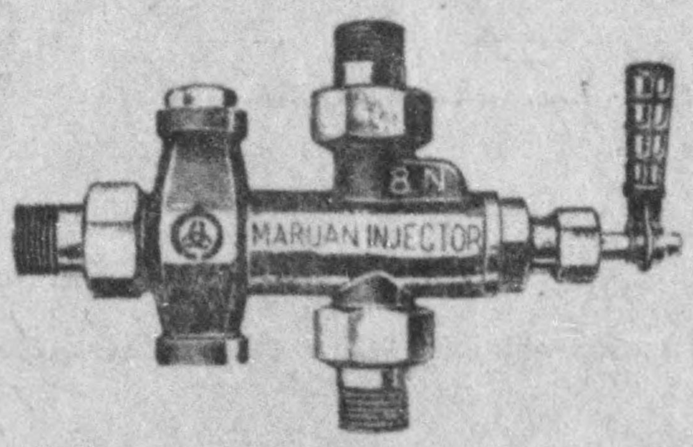

合資會社　安藤製作所

大阪市城東區野江中之町三丁目二五〇番地
電話城東㊸四四八三番

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

水道協會解散？

主幹　神田芳之助

昭和6年10月國策に順應して上下水道事業の健全なる發達を圖るを目的として社團法人上水協議會設立され水道協會と改名されたるが、今回事業者團体法發布せらるゝに至り解散を命ぜられたる由である。

同協會は設立以來、吾水道界のため貢献する處大にして事務系統に携わる一部の人々は兎も角として技術方面に關與せらるゝ吾上下水道界先覺の諸氏が上下水道界進歩發達に努力せられたる功績は顯著にして稱讃に値いするもの多々あるのである。

然るに今回事業者團体法制定さるゝに至り解散を命ぜられたる事が事實とせば實に吾が水道界進歩發達のため遺憾の極みなるも創立以來同會の事業上に考察を向けるなれば敗戰後民主主義謳歌の現代に於て漸く軍國主義盛ならんとする當時同協會定款に見る如く國策に順應して設立されたるに於ては時代の變調に從い百八十度の轉換を要求さるゝは當然にして事業の一例を擧ぐるなれば表面機關誌を發行して裏面には納入上下水道用諸材料の檢査を嚴行する如きは材料納入業者の生殺權を掌中に握るものにして水道協會にして初めて成し得らるゝ行爲である。一般出版業者なれば「ボス」的暴力行爲として既に設立後幾干もなく解散を命ぜられたるものと思意せらるゝのである。

吾人のみならず全國上下水道事業者に於ても水道協會の存在は設立以來の功績を稱えると同時に戰後上下水道復興に多事多端の時機に際して同協會の活躍を一大期待しつゝありたるを以て宜敷此際同協會の定款に修正を加え一大轉換民主々義の線に沿い再生して眞の技術者のみの集いとして宜しき發展を遂げ吾上下水道發展と進歩に一層貢献せられん事を切望するものである。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

上水道と災害

岩崎瑩吉

（1） 水道施設と災害

水道施設は、地勢その他の條件によつて、形態に相當の相違がある。しかしこれを大別すると、取水設備、淨水設備並に配水設備となる。

水道施設の受ける災害として普通考えられるものは、豪雨による河川の水量と濁度の激增並に地震による被害である。わが國の水道の大部分は、河川から取水しているために、河川の流水の異變は、直ちに水道設備の操作に大きく影響してくる。特に淨水作業に致命的の影響を及ぼす場合が多い。

地震は水道設備の全般に影響するが、取水設備と淨水設備とは、一般構造物と同じであるが、配水設備特に鐵管に對しては、水道特異の問題であると考える。元來水道鐵管の延長は頗る長く、その施設の區域は、都市全般に亘る廣い範圍であるから、その復舊の困難は甚しい。

元來水道は、水量、水質、水壓を確保して初めて健全な水道であつて、三者の內その何れに欠陷があつても完全なものではない。然も水は市民の日常生活と不可欠のものであるから、災害を受けた場合にその復舊は特に迅速でなければならぬ。水道斷水の場合の水の確保については、自動車運搬の方法が一應考えられるが、實際問題としてその運搬可能の水量は極めて微々たるものであり、罹災者の應急手當さえも、これでは甚だ不充分である。

（2） 水　害

地下水や湖沼を水源とする水道は、わが國では少く、また規模も小さい。多數の又は大規模のわが國の水道は、いづれも河川から原水を取つているが、取入口の上流地域に豪雨があると、當然河川の水量が增加すると共に、その濁度が甚しく增加する。

濁度の增加がある範圍に止るときは、送水量に影響はないが、限度を越すときには濾過能力が減退するから、その影響が斷水又は減水として市內の各方面に現れてくる。從つて水道の分野に於ける水害對策の第一步は、濁水處理である。取入口で取入れた水は、淨水場に送られて濾過されるが淨水場の位置は河川に近接している場合が多い。從つて河川が氾濫した場合には、淨水場に浸水する危險が多くなつてくる。淨水場が浸水した場合に、水道の分野で最も關心を持たれるのは、水質關係の問題である。

（a） 濁 水 處 理

洪水の場合には、多量の泥土を混入するから、河川の水の濁度は1.000°を超す場合がある。この場合には沈澱池で單沈澱を行つても、泥土粒子は完全には沈澱せず、これが濾過池に流入する結果濾過速度は著しく減退して、結局濾過地の能力が減退する。

この場合の對策としては、硫酸アルミニウム $A/_2(SO_4)_3$ を加える。その混和する量については、從來二三の實驗式が用いられているが、この場合注意すべきことは、その効率は水のアルカリ度と密接な關係のあることである。硫酸アルミニユームは、水のアルカリ分と反應して初めてその効果を現わすもので、アルカリ度0の水に對しては、その効果を示さないものである。從來の公式は、濁度のみによつて注入量を算出するものであるから、一つの欠陷を持つていることとなる。

硫酸アルミニユームを、水に加えたときは

$$2HCO' \rightleftarrows CO''_3 + CO_2 + H_2O$$

$$A/_2(SO_4)_3 + 3CO''_3 + 3H_2O \rightarrow 2A1(COH)_3 + 3SO''_4 + 3CO_2$$

となつて、水酸化アルミニユームがフロツクを作り、沈澄作用を著しく促進する。

上式から解るように、硫酸アルミニユームを加えると、アルカリ度はそれに應じて減少する。從つて硫酸アルミニユームをある程度注入して、アルカリ分が消失した場合には、それ以上の硫酸アルミニユームは無効となる。

洪水に伴う濁水處置の場合には、これらの点に特に注意しなければならぬ。濁度とアルカリ度とを考慮して、硫酸アルミニユームの注入量を決定

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

する關係を、東京都水道局に於て調査して決定したものが第1圖である。又アルカリ度が低下した場合には、石灰又はソーダ灰を加えて、アルカリ分を補給しなければならないが、その關係を示したのが第2圖である。

第1圖

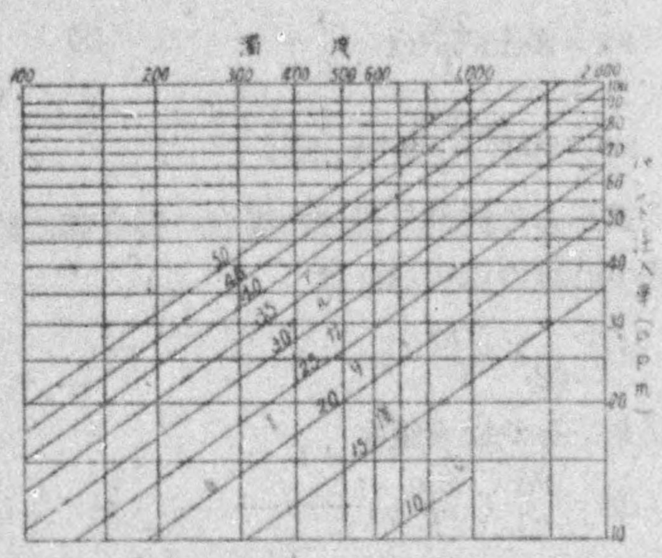

第2圖

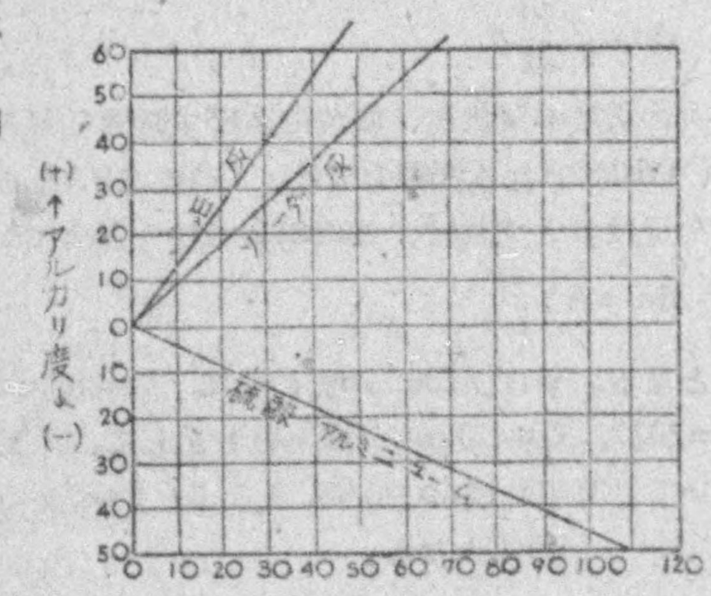

濁水に硫酸アルミニユームを加える方法として精巧な機械器具を用いることは、應急的には殆ど不可能である。比較的簡單な方法は、第3圖に示した方法である。

第3圖

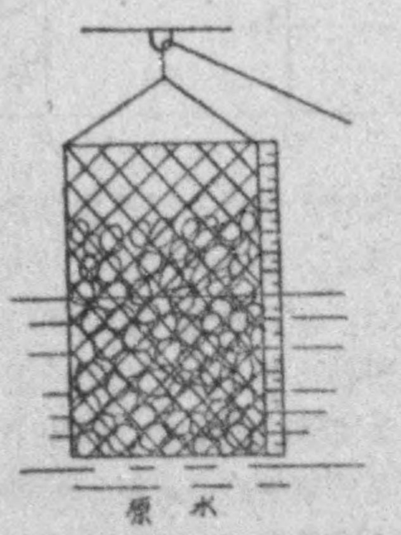

木又は竹製の籠に硫酸アルミニユームを入れて濁水中に浸して溶解させるのである。多量に溶解させるには深く沈ませ、少量の場合には淺くすればよい。

この場合溶解量の調節は、籠に附加した目盛板によるべきだが、前以て1目盛で1時間に何kg溶解するかを測定して置くことが必要である。

濁水に適量の硫酸アルミニユームを加えても、そのままにして置いたのでは、その効果が充分ではない。注入後1～2分間は著しく攪拌し、その後0.3～1.0m/sec の速度で10～30分間流して混和すると、沈澄効果に良好な結果を與える。

(b) 浸水處置

河川が氾濫した場合には、淨水場は浸水の危險にさらされる。一般に淨水場の敷地は廣いから、平時に浸水防禦の施設が出來ていない限り、應急的に土嚢を築いてこれを防禦するが如きは殆ど不可能に近い。のみならずこの事に氣を取られて、内部の應急措置を怠るときは、復舊を著しく遲延さす危險がある。

浸水必至の狀況に陷つたならば、遺憾ながら直ちに送水を中止すると共に、電動機の引上げ、濾過池、淨水池の引入引出弁の閉止を行うべきである。この際濾過池や淨水池の溢流管は、平時解放されていて、末端は河川、溝渠に直結していることが多いから、浸水の際に下水などが逆流してくる。この溢流管の閉止は、突嗟の際に忘れ勝ちになるから、特に氣をつけなければならぬ。

一般的に言えば淨水場の各施設の内で、淨水池が最も位置の低いのが普通であるから、これに排氣筒その他から浸水した場合の處置について述べる。浸水によつて淨水池の構造物に被害の及ぶことは殆どないが、淨水池の目的から言つても、内部は完全に清淨にして無菌の狀態でなければならぬ。濁水排除後の内部の殺菌については液体鹽素を利用することが最も迅速にその目的を達する。

鹽素は1810年 Gay—Lussac が元素であることを發見した黄綠色の氣体であるが、−33.6°cに冷却するか、常溫に於て6氣壓の壓力を加えると液化する。液体鹽素は 50kg 入りの鐵製シリンダーに入れて販賣せられている。空氣の2.5倍の重さを有し、氣化した鹽素ガスは水によく溶解し、强力な殺菌力を持つている。鹽素注入後殘溜鹽素が0.2ppm 以上ならば、全く無菌の狀態である。

昭和22年9月19日東京都金町淨水池が利根川の決潰による浸水を受けた時の狀況を記して浸水處理の參考に供する。

金町淨水場淨水池

種別	長さと巾	水深	容量
第1號	56 36×45.45m	2.63m	6.723m3

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

第 2 號	61.81×45.45	3.33	8.776
第 3 號	62.42×62.42	3.33	12.522

浸水後の淨水池水質

種別	濁度	$KMnO_4$ 消費量	一般細菌數	B.Co11 (10cc)
第 1 號	85	11.38	3.680	(+)
第 2 號	48	7.90	260	(+)
第 3 號	44	9.80	40	(+)

上記の汚染された淨水池に對し、鹽素注入量を。20ppmとした。その注入は、壓力水が得られないために、鹽素シリンダーにゴム管を直結して、直接に淨水池の引入本管に入れた。その注入量の測定は、シリンダーを台秤に乘せて、減量を測定して計算したのである。注入量20ppm を6時間、10 ppmを15時間繼續した。その結果は都內配水管の末端に於ける水質は次の通りであつた。

場所	濁度	$KMnO_4$消費量	殘溜鹽素
A	2	2.05	4.0
B	2	1.58	2.5

(3) 震　害

地中に埋設せられた水道管は、わが國に於ては印籠接手の鑄鐵管が大部分である。これらの鐵管の地震による被害は、管体の折損と接合部の漏水である。大地の震動を阻止し得ない以上これらの被害を防止することは出來ないが、これらの被害が如何なる部分に多く現われるかを豫知して置くことは、復舊作業上重要なる点である。

大正12年の關東大震災に於ける東京市水道の鐵管被害の概數は次の通りであつた。

折損破裂　227　　接合部漏水　95.562

折損破裂の發生個所を調査するに、管が不良品であつた場合を除き、大体に於て(1)フランジ接手の場合(2)建物、下水渠等に接着せる部分 (3)橋梁に添架せる場合の橋台附近であつて、普通地盤內に埋設せる部分には比較的少いことが認められた。接合部の漏水は、その件數が比較的に多く水壓を減少せしめてその影響は相當大きい。しかも地上に現われない場合も少くないので、その復舊は最も困難である。

地盤を均一彈性体、地震波動を正弦波と考えれば

$$\phi = A\sin\frac{2\pi}{T}\left(t-\frac{x}{c}\right) \quad \cdots\cdots (1)$$

茲にϕは變位、2Aは震幅、Tは週期、Cは波動の傳播速度である。

今地震傳播の方向に直線に布設せられた水道鐵管の內、任意の接續せる2本の直管OA、OBを採りその接合部を原点とし、管の中心線をx軸にとる。第4圖參照。今鐵管の有効長をlとすれば

$$\left.\begin{aligned} y_O &= A\sin\frac{2\pi}{T}t \\ y_A &= A\sin\frac{2\pi}{T}\left(t-\frac{l}{c}\right) \\ y_B &= A\sin\frac{2\pi}{T}\left(t+\frac{l}{c}\right) \end{aligned}\right\} \quad \cdots\cdots (2)$$

上式から地震動を受けた場合の接合部に於ける鐵管中心線の偏角(d)は

$$d = \frac{1}{c^2}\left(\frac{2\pi}{T}\right)^2 y_O \quad \cdots\cdots (3)$$

となり、その最大値は

$$d_O = \frac{Al}{c^2}\left(\frac{2\pi}{T^2}\right) \quad \cdots\cdots (4)$$

地震の震度をKとすれば、上式は、

$$d_O = g\frac{kl}{c^2} \quad \cdots\cdots (5)$$

次に震度の變化が、偏角に及ぼす影響を考えるに、OBは2Aなる振幅を受け、OAは2PAなる振幅を受けるとすれば、この場合の最大偏角(do')は

$$d_O' = A\frac{1-P}{l} \quad \cdots\cdots (6)$$

となる。今口徑100mm管に就て A=100mm, T=20秒, C=1.0km/'秒K=0.1 として、上式を用いて計算すればdo=0.95" となり、P=0.9 のときはdo'=11'24" となる。

第4圖

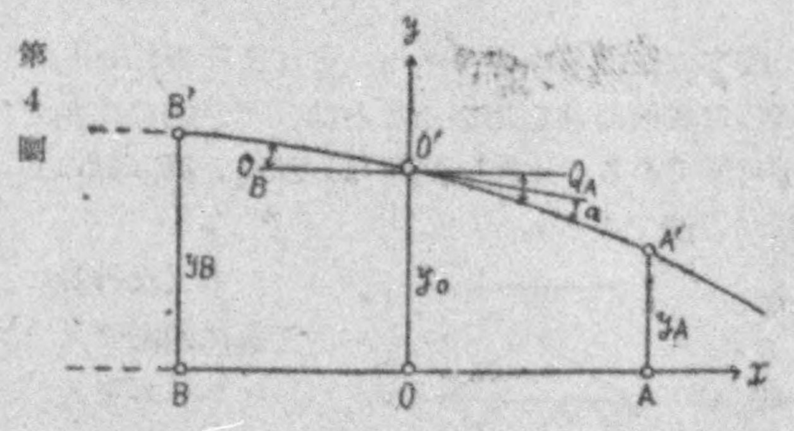

之を要するに水道管が地震を受けた場合には、その接合部の漏水は(1)必ずしも震度の大なる部分に多く現われない。(2)震度の變化する境界線に沿うて最も多く現われることとなる。從つて水道管が地震を受けた直後、最も早く調査すべき地點は、地質の上からは硬軟の境界線、地形の上からは低地と高地との境界線である。水道管の折損並に接合部漏水の復舊作業そのものは、特に平時と變つた工法は考えられない。

(筆者は東大講師現東京都水道局給水課長)

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

量水器檢定制度の改正に就て

高　橋　六　郎

（I）

量水器の檢定制度に就いては、これが實施された當初から猛烈な反對があつたが、それは第一に現在の量水器なるものが商工當局が考えて居るものよりもはるかにルーズなもので、これを以て彼の米や酒を計る桝と同一視することは量水器の機能から見ても亦極めて適正を欠くものであるとするにあつた。然るに單に「推定メーター」にすぎない量水器が年と共に增加の一路を辿りつゝあるのは何故であろうかというに、それは正確なる計器性を信椅した結果ではなく、單に水道濫用の防止手段として重寶されて居る結果に外ならない。斯かる實相にあり乍ら尙お今日まで、この檢定制度に對し主務省が實地に對應した檢討を加えられなかつたのは、既に商工當局が實相されそれ乍ら國の財政上、檢定料收入を失うことを極端に虞れた結果に外ならない。

卽ち水道事業者の批難に對し、當局者が「確かに現在の量水器なるものは推定メーターにすぎないのでこれが檢定制度を廢することは失當ではないが唯だそうするときは國の有力な財源となつて居る檢定料收入を失うことゝなるので大藏省當局の方では容認しないのであろう」という口實の下にこの量水器檢定制度なるものが辛うじて余命を保つて來たことは周知の事實というべきである。然し乍ら若し果して然りとするなら、口には計器の正確を所期するためと稱し乍ら事實水道事業者に大きな檢定經費の負担を課しつゝある量水器檢定制度なるものは既に存在價値を失つたものと斷じても過言ではない。

（註1）〔水道協會雜誌〕11年10月號、中崎俊秀氏講上「水道事業の實相」

斯くの如く現在の量水器なるものは事實、計器として名ばかりの存在で、その用法と目的の大部分は計器たる名目を以て、水道使用者の濫用防止手段に供される、檢定制度の存置を極力强調するにすぎないも實相は何を物語るものか、これこそ當局に對し痛い皮肉な事實ではあるまいか。

（註2）〔水道協會雜誌〕10年9月號　高橋六郎「給水條例一部改正に就て」

（II）

斯くの如き量水器檢定制度に對し水道事業者は檢定實相と不適正な点を擧げて機會あるごとに當局に訴え以て、この制度の改正を要望して來たのであるが、これに對し些かも考慮を拂われなかつたのである。卽ち檢定制度實施の結果は、水道事業者の負担を甚しく增大せしめた許りでなく、また手數も煩鎖に耐えないものがあつた結果、水道協會第1回總會に於ても「水量メートル檢定は之を水道協會に委託せられんことを其の筋に建議の件」なる案件が八幡市から提出された。次いで第2回總會に對しては鳥取市から「水量メートルの檢定を受くる場所を地方所在地毎に設置、其の筋に再建議の件」なる案件が重ねて提出せられ、これまた滿場一致を以て採託されたのである。

（註3）〔雜誌水道〕14年9月號～15年7月號，高橋六郎「水道經濟と財政」第3節 給水工事

續いて第3回總會は下關市から「大型メーター檢定料輕減方其の筋へ建設の件」、また濱松市からは「量水器檢定の有効期限延長を實現せしむるため水道協會にて調査せられ度し」との趣意を以ていう案件が提出せられた。

斯の如く水道協會總會にありては、その都度檢定制度の不適當を衝く案件が提出され、これが制度改革を迫つたが當局は、これに對し殆ど頬被り主義に終始した結果、水道事業者の不平は、その極に達し主務省當局の良識をすら疑うようになつた。次いで廣島市に開催の第5回總會には東京都外關東支部會員一同を以て「水量メートル檢定を檢定設備を有する水道事業者に委託方、其の筋に建設の件」奈良市から「水量メートル檢定を乙種檢定とせられるよう主務省に建議の件」青森市よりは「水量メートル出張檢定方法改正方の件」、九州支部よりは「量水器出張檢定は從來は200個以上300乃至1000箇とせられたり。然るに小都市に於ては豫備品購入並に檢定設備に多額の經費を

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

要し市經濟上、到底實行し得ざる狀態にあり、仍て少くも400個以上を以て出張檢定を申請し得るようその筋に請願せんとす」、と量水器檢定制度の改革に關する數々の案件が提出され實狀から見ても亦、如何に檢定制度の存在のため水道事業者が負担の增加に苦難して居つたものか略ぼ察知できるであろう。このとき東京市外關東支部提案に係る案件につき故仲田聰治郎氏が同總會席上に於て提案理由の說明に當つたが、いまそれを轉記すれば凡そ以下の如きで、これを見ても如何に檢定制度が企業經濟を無視し、また無意味な存在であつたか察知できるであろう。

（註4） 第5回水道協會總會並部會議事錄

量水器の檢定は多年の問題となつて居りますが元來、量水器が檢定を要しないことになつて居りましたものを昭和元～2年、水道事業者の意見を徵されまして、その結果昭和3年9月1日、勅令第222號の度量衡法の改正によつて檢定を要することになつたのであります。その前の電氣計量器の如きは電氣協會に於て檢定し、また遞信省に於て檢定したのでありますが、當水道協會は當時まだ上水協議會の名の下に全く、そうゆう機關をもつて居らなかつたゝめに商工省、自ら檢定することになつて終つたのであります。從つて當時の各水道事業者は、(a) これを、せめて水道事業者に委託檢定にして呉れぬかとゆうことを强調し、また (b) 乙種檢定にして貰うようにも陳情しましたがどうしても容れられぬ結果、(b) 已むを得ず昭和3年10月以前の取付け分に對しては昭和13年6月30日まで10箇年延長して貰うことにしまして、この勅令は實施せられたのであります。その後だんだん年を經るに及んで各事業者は非常に困難を感じ、そのために陳情もし色々な方法を以て改正方を御願いしたのでありますが一として容れられないのであります。その後主務省の方の意見を伺いますと「第一に國として既に豫算を定めて勅令も出た以上、今日簡單に改正することはできない。殊に歲入豫算に欠陷を生ずるというのでは乙種檢定にしても、また水道事業者に檢定を委託するとしても困難なものあるの關係上、實行が不可能である」というのであります。然らば實際、仕事に當つてどういう点から、そういう必要が生ずるかと申しますと、水道事業者が檢定を受けるに當り不合格品を少くするため修繕または製作後、通水試驗に合格したものに就て受檢前に更に1回、通水試驗をして檢定を受けることになつて居ります。それがため東京都或は、その他の都市に於ても工場、職工その他の二重設備を要し、また通水作業能率も低下することが甚しいのであります。尙お檢定用の試驗設備に於ても商工省檢查官の檢定を受ける場合、檢定官の執務時間に制約せられ充分に作業能率を發揮できないのであります。從て本案の如く水道事業者に御委せ願えれば十分作業能率を發揮できることゝなるのであります。尙お商工省には檢定設備がないために大部分出張檢定になつて居りまして結局、水道事業者の設備を待つて商工省が檢定をして居るとゆうことになつて居ります。また他方の都市に於ては一定の數量を一定の場所に集めて出張檢定を受けることになつて居るので實に、その不便は大きく、ために水道事業者のために非常に不經濟なものとなるのであります。殊に量水器は段々水道の使用者が增して來るのでその數も增大する傾向にあります。これも期限を延長して貰い度いという切望がありますが東京都の如きは今日、檢定を受けなければならないものが25万あり、その總計は52万箇にも達しますので數年後には大体、毎年15万箇位づつ檢定を受けなければならないことになり、このために要する費用は莫大なものとなります。

この量水器なるものは比較的安價に組立てられるが一番不經濟なものは檢定費その他の諸掛費用なのであります。それで本案の趣旨は今までは檢定官に對し100のものを受檢して、それが全部不合格でも100の檢定料を納めて來たが、それを水道事業者に於て受託して檢定料を商工省に納め、一方不合格品に對しては納めないということにすれば、それがために豫備通水試驗を省略し設備の能率を增進できる許りでなくまた一方國庫の收入も減ぜず、尙お各事業者が一定の年限に必ず檢定を受けるということになります。それで商工省に參りまして、『あなた方の歲入豫算に何等影響せず、また監督も受けるのであるから是非、斯ういうことにして貰いたい』ということを中央度量衡檢定所に御相談申上げたのであります。

そうすると「兎に角勅令の改正を要することで

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

あるから今まで、その事が善いとか悪いとか申されないけれ共、大体に於て御趣旨の点は了承し得ることであつて、商工省の方としても今日、要求するだけの検定官が居らぬため満足に6年の有効期限内に十分検定することが出來ず、受検請求數の約6割は検定できない狀態である」と申されました。従つて斯う改められるならば遠くの都市に於ても検定設備をして漸次、其所で検定を受けるならば迅速に検定もできるし、また出張検査も要しないしまた數は纏まらなくとも、その設備を利用して水道事業者が自守的に検定できるようになるから是非改正して頂きたい、というのが本旨であります。これは東京都としては調査、研究を重ねた結果こういう案を提出した次第であります。

以上の如く量水器の検定制度なるものは、計器の正確を處期する目的よりも寧ろ國の財政的見地から固守されるものとせば、その検定料は納付しても水道事業者の自守的検定に委し以て検定に關す巨大な經費負担を輕減に資したいというにあつた。斯る現狀から見ても既に量水器検定制度なるものは存在價値がないことを當局に於ても容認して居つたことは明かで、ただ歲入欠陷の塡補手段さえあれば、斯かる有名無實な制度は撤廢せらるべきことを當局者、自らが裏書して居る事實でもあつた。

一方各府縣の度量衡主任官の間に於ても亦、現在の量水器並瓦斯メーターの如きは甲種検定となつて居る關係上、直接には各府縣主任官に、關與權がないのは不當だという聲が高まり、昭和10年5月、茨城縣で開催された第24回度量衡主任官會議に於ても「瓦斯並水量メートル検定の地方委讓の件」が議題となるに至つた。この案件は滿場一致を以て可決され、その總會の決議を以て同協會長岡本英太郎氏の名を以て商工大臣に對し制度改正方を陳情するに至つたのである。その后も各方面から検定制度の改革に關する意見、陳情は主務省に山積したが、これに對し何等の明快な處置に出ずることなきに先だち今次の日支事變、續いて太平洋戰爭となつた。

(III)

然るに水道協會雜誌6月號によれば客月10日「6大都市量水器對策委員會」に於て度量衡法改正に就て「水量メートル」關係は如何に改正すべきかに關し協議した結果、以下の如き結論に達し、これを6月16日附を以て協會長から商工大臣に申請したと報ぜられたことは一歩前進したものとしてわれらは1日も早く立法化されんことを切望してやまない。この案が若し立法化されるならば、修覆及検定設備を有する水道事業者は府縣知事の權限委讓による自守的検定に任じ得られることゝなり、そのために如何に經費が輕減されるか測り知れない。それ許りでなく迅速に然も能率的に自守的検定に當り得ることゝなるので直接に間接に

各種水栓類、砲金鑄鐵製バルブコック
防火用品、パイプ、繼手、鉛管
砲金鑄鐵諸機械器具全般
必需用品一切
上水道用品、冷房、暖房、衞生用品
エタニツトパイプ並コンクリート製品
皮革製各種パツキング其他
鐵管用クリツプ發賣元
大阪市水道局指定工場
全國官公署水道課御用達
全國諸會社納入
新興商會製作所
營業所 大阪市天王寺區逢坂上ノ町一七
但シ市電天王寺西門交叉点角
取引銀行 {三菱銀行阿倍野橋支店 / 三和銀行阿倍野橋支店}
振替大阪七八五六四番
電話天王寺㈹番
工場 大阪・布施・堺

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

寄與する所も亦少からないと信ずる。

（A） 甲種檢定を乙種檢定とすること。修覆または年限經過後の檢定に就ては、設備を有する水道事業者に檢定を委讓すること。

（B） 檢定有効年限は現行の8年とすること。

（C） 副管式メートルの改造は修覆欄のある点にも改造できるようにすること。

（筆者は日立水道株式會社專務取締役）

一 簡易淨水法

辻 藤 太 郎

緒 言

農村では濁度10度も20度もある水を家事に使用している所がある。（晴天の續いている時の柴島に於ける淀川の濁度は6～7度である）又所謂カナケ（主として重炭酸鐵の含有による）で異臭味を有し且つ濁り、濾すと一旦奇麗になつても又次第に濁つて來る。良いお茶も飲めぬと云うのがある。當今は所要「カロリー」さえ採りかねているから多少趣が異るが、私は飲食物の中で水が一番大切だと思う。衞生學的に安心して飲める水、而も旨い水、おいしいお茶が欲しい。この見地から井水がひどい濁りや强いカナケで困つている家庭に次の簡易な淨水法をお奬めし度い。

實施法

淨化しようとする水を桶に滿し、棒切で攪拌し乍ら過「マンガン」酸加里を極く少しづゝ加え水が淡桃色强淡紅色になる迄加える。次に弱く攪拌し乍ら硫酸鐵を極く少しづゝ加えて、過「マンガン」酸加里による淡紅色がやつと消失する迄加える。それから數分乃至10數分間引續き攪拌する。すると液に微細な類褐色の沈澱が出來る。こゝで攪拌をやめ1時間位靜置して沈澱物を沈降させ、上澄を簡單に砂濾しするか又は靜置時間を少し長くして上澄をそのまゝ使用する。

實施例

本法を在來上水法に使用されている硫酸「アルミニウム」法と比較實驗したのが次の表である。

實施期日			18. 7. 20.	18. 7. 9.	18. 7. 16.
原水の水質	濁度		350	200	1.300
	色度		300	90	500
	一般細菌數		—	11.000	1.7000
	遠藤赤變菌數		—	120	1.200
實施區別		硫酸アルミニウム法	本法 イ	本法 ロ	本法 ハ	硫酸アルミニウム法	本法	硫酸アルミニウム法	本法
處理水量（立）		0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	10.0	10.0
過マンガン酸加添加量(P.P.m.)		0	2.5	3.0	4.0	0	2.0	0	4.0
硫酸鐵添加量(P.P.m.)		0	適宜	適宜	適宜	0	6.0	0	15.0
硫酸アルミニウム添加量(P.P.m.)		32.0	0	0	0	25.0	0	75.0	0
淨化成績 概括		稍々不良	稍々不良	可なり良	良	良	良	良	良
1時間靜置上澄液	一般細菌數	—	—	—	—	1.400	350	—	—
	遠藤赤變菌數	—	—	—	—	10	0	—	—
3時間靜置濾過 濾液1立を得に要した時間（秒）		—	—	—	—	—	—	5.05～6.00	5.20～6.40
濾液の最初の1立	一般細菌數	—	—	—	—	—	—	1.500	60
	遠藤赤變菌數	—	—	—	—	—	—	180	2
濾液の第2立乃至第10立	一般細菌數	—	—	—	—	—	—	1.500～3.000	60～80
	遠藤赤變菌數	—	—	—	—	—	—	180～200	0

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

表中各藥物添加量は P.p.m. にて示す。これは水1立方米に對する添加藥物の瓦數である。

又一般細菌數並に遠藤赤變菌數は檢水1立方粍中の數を示している。

本法の理論

淨水作業の藥物沈澄法に於ける凝集劑として從來使用せられている藥物は主として2價又は3價の金屬の鹽類である。例えば硫酸鐵は2價の金屬の鹽類であり酸硫「アルミニウム」、鹽化第二鐵は3價の金屬の鹽類である。何れも水酸化物となつて析出汚澱し、主として陰性に帶電している懸濁質（濁り分）等を凝集して處理効果を現わすのである。そして2價のものに比し3價のものは數倍の强い吸着力を有している。本法は硫酸鐵を併用することによつて過「マンガン」酸加里より4價の水酸化「マンガン」（是は直ちに異性亜「マンガン」酸乃至水加過酸化「マンガン」となる）を析出して在來法に比し更に數倍の効果を發揮せしめたのである。

本法の特徴

I 藥品所要量

1. 過「マンガン」酸加里

淨水作業に最も普通に使用せられている硫酸「アルミニウム」の所要量は原水の濁度等の高低によつて大幅に變動する。例えば

濁　　度	10	100	500	2.000
硫酸アルミニウム量 (P.p.m)	6.16	19.00	37.54	93.44

の如くである。然るに本法による過「マンガン」加量の所要量は原水の濁度等について著しい變動がない。即ちその所要量は原水の濁度等の高低によつて多少の差異はあるが大体に於て過「マンガン」酸加量による淡紅色を呈する程度であつて最小1P.p.m.（水1立方米には1瓦）最大5P.p.m 見當である。即ち高濁度原水（水源が河水などで大降雨のために著しく濁つている場合等）の處理に特に有利である。又原水中に過「マンガン」酸加量を消費する物質例えば所謂カナケ水で重炭酸鐵の如きものが相當含まれているときは過「マンガン」酸加量を液が淡紅色を呈するまで加える必要なく漸く微紅色を呈せんとする所まで加えるとよい。そしてこの場合は硫酸鐵の添加量を節約し得るか乃至は添加を要しない。

2. 硫酸鐵

硫酸鐵の所要量は過「マンガン」酸加里の使用量に從つて變動する。今原水が處理中に過「マンガン」酸加里を全然消費しないものと仮定すると化學方程式によつて過「マンガン」酸加里1P.pm に對し硫酸鐵 5.3P.p.m. を要する。そして原水中重炭酸鐵の如き過「マンガン」酸加里を消費するものが含まれている場合はその多少によつて殊更に硫酸鐵を加える必要がないか乃至は添加量を節約し得ることは既に述べた。要するに硫酸鐵の所要量は過「マンガン」酸加量使用量の5倍或はそれ以下である。

II 淨水法の簡便なこと

本法は戰陣又は家庭に於て簡易に飲料水を得るに便利である。即ち降雨等のため飲料とすべき水が濁濁している時一々原水の濁、色度等を測定する必要なく又過「マンガン」酸加里、硫酸鐵の所要量の算出、秤量の煩はしさがない。

過「マンガン」酸加里は目下卒瓩700～800圓もする。斯樣に高價なのは戰後製造せすたゞストツクを唯ひつぶしているためだと思はれる。何れは今少し値下がりがあると思う。過「マンガン」酸加量は斯くの如く高價ではあるが今卒瓩千圓とし水1立方米を處理するに過「マンガン」酸加里 2瓦（即ち2P.p.m. の割）を使つたとすると過「マンガン」酸加里の代は千圓に過ぎない。

又硫酸鐵は安價で卒瓩百圓見當である。

附記 本法は水道協會雜誌第140號12月號（昭和20年12月1日發行に過「マンガン」酸加里と硫酸鐵を利用する淨水法と題して報告したが編輯の都合か勝手に壓縮されたため判り難い所もあるし誤植も相當生じたのでこゝに一般的に少し噛み碎いて書いたわけである。（筆者は大阪水道局柴島淨水場技師）

社　告

東京支局設置致したし

本社は創刊日尚淺しと雖も顧問諸氏の御支援と讀者諸氏の絶大なる御聲援に依り愈々發展業務も多忙を極むるに至りたるを以而此際、東京支局を設置致す事になりました。支局設置場所は既に決定してあります。電話もあり且、以前非常に有力でであつた方の自宅を御借りするのでありますから支局事務に就ては充分御力添へ願へる譯であります。献身的に本誌のため御努力下さる有志の人材を希望致します。今後の狀件は本社直接御相談致しますから御希望の方は本社へ御申込まれたし

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

水道の常識 (承前)

三宮幸得

併しながら今日に於ては未だ水道施設も、全國町村に至る處悉く完備の域には達していないのであるから、此方面に對しては他の方法によらねばならぬが、井戸を掘り貯水池を造ることも一つの設備である。井戸や貯水池を設けるとしても充分の設計のもとに施行する事でなければ折角の設備も充分効用を充たす事が出來ないと考える。第一に考慮すべきはポンプ幾台を使用する目的であるかを先決せねばならぬ。次に使用すべきポンプは幾何の水量を放射する能力あるかを知ることである。その次に吸管の有効深さを考えねばならぬ。(吸込みポンプはこの必要はない) 左に米國人パビツト、ドオラント兩氏の記述せる消火水量とその有効數に付きての一節を抄譯して參考とする。

「放水上の必要なる基準となるものはその水量並に有効の距離である。而して筒口(ノズル)の内面鋭く正しく滑らかなものとして、水量は其の口徑と其の水壓力により定まるものである筒口の標準形は圖說の通り(圖面省略す形は日本のものと略同樣なり)

此處に揭ぐる表は放水距離、放水量、噴水高等を顯わす。第82表

此道に於て最も信賴すべき權威者の定めたる火災に對しての消火用總水量の實驗公式を下の如く揭げる、(之は設計の當初參考とするに最も必要である)

創始の權威者の氏名	公式 P=一千を單位とす Q=一分間必要量「ガロン」	100,000の人口に必要量「ガロン」
Kuich Ling氏	Q=700.P	7.000
Freemar Tohnr氏	Q=250(P/5+10)	7.500
Hazen Aller氏	Q=700.P	7.000
National Board of Flevrler Wpiter	Q=1.020√P(1−0.01√P)	9.180

防火放水量の調査に付きては、よく整備せられたる都市の實用量は筒口に於て、40封度乃至100封度にて毎分170ガロン乃至250ガロンである。普通は學校或は寺院などの特別地を除き住宅地域に於て筒口35封度より低からざる程度に於て170ガロン水量を以て1吋ノズルを使用し、(第82表の通り) 以上孰れも一建物に少なくとも四本を放水することにより効果を上げ得べし。固とより事務所、工場公所などの所在地は又別に相當量を考慮せねばならぬ、火災保險關係者より成る防火調査委員會の1916年12月10日評定せる標準に於ては普通工事者の豫定するものより少しく大きくなつておる。」

第 82 表

一平方吋の壓力(封度)「ノズル」の元に於ける一分間の放水量(ガロン)	損失水頭(呎) ホース長百尺に對し	有効噴水高(呎)	有効水平放水距離(呎)	極限水平放水距離(呎)
(¾吋平滑ノズル)				
73	1	33	29	72
90	1	48	37	96
104	2	60	44	112
116	2	67	50	125
127	3	72	54	136
167	5	83	68	167
(1⅛吋平滑ノズル)				
192	10	36	38	79
235	16	51	50	116
271	21	64	59	144
303	26	74	66	164
332	31	81	72	189
359	36	86	77	194
429	52	97	88	227
(½ノズル)				
33	5.2	34	15	63
40	7.7	37	20	79
46	10.2	38	25	91
52	12.8	39	30	102
57	15.4	40	33	111
61	18.0	41	37	120
73	25.6	46	46	140
(1吋リングノズル)				
257	11	38	42	85
315	17	55	56	123
363	22	69	66	152
406	28	79	73	175
445	33	87	79	192
480	39	92	84	207
574	56	103	96	243
(⅝吋ノズル)				
12	0.7	28	15	53
15	1.1	32	18	63
17	1.5	34	21	71
19	1.8	35	23	78
21	2.2	36	26	84
23	2.9	37	29	96
28	3.7	40	31	107

米の1ガロンは我が約2升に當り1立方尺は1斗5升7合である、又之は米國で作つたものであるから、封度/2吋であるが瓩/2糎に換算するには表中の封度へ0.07031を乘すれば得らる。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

以上により考察するに我國地方の建築は高層のもの殆んどなく從つて35封度內外の壓力關係を以て170ガロン程度のものが有利となるが、併し自分の考えとしては壓力は60封度乃至100封度位望ましい、尙本表はホースを滑かなるゴム製物としての結果なるにより、布ホースは又少しく減殺せらるゝ譯である、元來外國の調査であるから消火水量に於ても建築物の構造に於ても同樣でない、只一つの參考とすれば研究の資料にはなる。又放水量の如きも大體の標準とすべきもので、實際と少しも違わず合致するものではない。

今仮りに臨時に消火用水を求めんとして170「ガロン」を30分間賄うだけの貯水槽を造らんとせば約6尺5寸方深13尺を要するのである。此計算は其場處の使用可能の面積を基本とするもので又此計算は何も面倒のものでもなく、則ち其使用可能の面積にて170「ガロン」を30倍せるものを立方容積に換算して夫れを面積にて除すれば例題に於ける必要の深さを求め得らるゝ譯である。然るに深さに於ても制限がありて、喞筒の中心より20尺以上となるときは吸水能力が低下するから之れ以內にするを有効とする、固よりかつきり20尺を界とする譯ではないが、實驗上此の前後を限界とするがよい。

8. 上水道構場の美化

元來上水道は單なる理論より云えば外觀の必要はなく其實質に重きを置き毫も修飾の必要を認めぬとも云える。併し水源地或は淨水場は清淨純潔なる水を處理し、又貯うる所なるにより、一見餘り粗末なる見苦しきものであると、公衆の氣持の上から謂つても甚だ不安にて、あれでは內容もさぞ不潔であろうとか、又係員の氣持の上にも響き自然に操作の努力も充分でなき隋氣に陷ることなしとせぬ。要は程度であるが今日迄のものは、全部とは云えぬが、餘り外觀に力を入れ過ぎた感がないでもなかつた。

されど上水道構場全体として之を美化することは必要であつて兼ねて塵埃や煤煙の飛來を防ぐことが出來れば申分ないと思う。多くの費用を要せず効果あると思うものに、盛に植樹を成して之が繁茂を圖ることが考えらるゝ。樟の植樹などは比較的成長も早く林相もよいので、後年一大森林を顯出し、外觀美と共に幽邃の水源地域ならしめば淨水場としても密林を以て覆わるゝに至らば飛塵の防止と共に所謂一石二鳥の効果あるにあらざるか。則ち水源地淨水場を幽邃無塵の地とすることは上水道としての理想であるから美觀と兩樣兼ねたる良案でないかと思わるゝ。

9. 水道需要者の知つて居てよい事ども

鉛管に停滯している水には鉛分が溶け込んでいるから人體に有害であるという樣な研究は久しき以前より外國の學者間に論議せられている問題である。この事は我國の水の使用者間にもきかれることがある、併しはつきりとした結論はないのである。唯半月乃至3ケ月の間水浸しと成つているもので、古い管で100萬分の3.65、新しいもので58.10を發見したことがあるとメーソン氏の著書に見えている。然るに實際に使用する細管內の水は恐らく半日以上も停滯することもなく、又管內の停滯水量はまことに少量のもので、仮りに此の割合に存在するとしても、實に數字に云い顯わせない微量のもので、人體に影響ある程度の量でないことは常識的にも判斷が出來ると思う。況や僅か數秒間に通過して新陳代謝をやつておる細管內の水であるからである。されど尙安心をする爲に朝の初めて使用する場合は數秒時間放水して雜用に使い、直接に飮用するものは、其の後にするに於ては尙絕體安心が出來る譯である。

水料金が安くなるといつて、苦心をして僅かづゝ水栓から水を流して一家の經濟の足にでもなると考えておる人は大間違である。量水器は極微量の水が動いても銳敏に働くもので、一時間に於ける零立方米0.25の水にも敏活に働くのである。之に働かぬものは規格に於て不合格なものとなるから狂いのない器は必ず動くのである。今此1時間に感動し得る最小量0.25立米を升數に換算すると1斗四升であるから、1秒時に流れ落ちる水量は此の3600分の1となるので實に糸を引いた如く落すところの水量より少ないものであるから如何程少なく水を出しても器には感ずるのである。此譯が分れば其樣な無駄な苦勞をせずして使うべき水は存分に出すことである。假令器の狂つている場合に僅かの水料を不正し得たとするも、餘り立派な行爲ではない、先ず良心に訴えて見ることである。

嚴寒の候に水栓が外氣に觸さるゝところは、此

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775 013

期間中は藁か席かで常に栓柱を保溫し、又水栓は綿か雜紗切れの袋を作り使用を休止する時被せて置く事である。この事は戸外にある共用栓などによくあることで、朝に成つて水栓口が凍結して使えなくなり、熱湯を注ぎて漸く使うことが出來る。又鉛管の中の水が氷ると此膨脹の爲に破裂することがある。之には修理を要するので一寸の間に合わず忽ち炊事に困まることになる。不便や修理費用などの事を思えば、之丈けの注意手當は何んでもない事である。

排氣辨のところに、少し書いて置いたけれど、こゝに纏めて述べる事にする。水に空氣が交りて出て來ると、米の研汁の様に一時白濁を呈するので一寸見ると水質が變化した様に感ずるものである。併し之は何にも害のないもので、無數の微細なる空氣の泡であるから暫くすると原の清水に還るものである。此の原因の多くは排氣辨の配置の悪いからである。

水に異變を觸覺するとか、又臭氣が甚しく蒸沸すると殊に不快を感ずる時がある、之は多くは殺菌用の鹽素の分量が多い時などであるから別に心配はない、寧ろ鹽素臭のあることは安全水たる保證となるのである。

以前に或る水道の水栓から鰻が出て來たといつて、天下の珍事の如く新聞で書き立てた事がある。世人は水道の水は絕體純清であるということを信賴しているから、日本國中の水道の中から一匹の鰻が出て來ても大騒ぎをする處に、水道そのものが絕體純潔であるという安心感の反映であると思う時に、寧ろ愉快なる氣もするのである。併し之は稀に有ることゝ思わねばならぬ。排水口など設くる際に向け方など注意せぬと此處から偶に上り得ることも考えらるゝ。又は自然流下式の水道などは水源から來らぬともいえぬのである。孰れによるも、鰻は食物なき清水には永く居られるものでなく、上り上りて水栓口などへ出て來るものである。又衞生上取立てゝ云う有毒のものでなく、此様なことが稀にあるとしても憂うべき事ではない。今は少ないことであるが、井戸の中の水棲虫を取り除く目的で、小魚を養つていることをよく見たことである。小魚は水棲虫を食するので有るが、脫糞巡環をやらねば生活が出來ぬから、結果は同じく水を汚す事になる。世の中は深く考究せずして矛盾や杞憂のあるものである。高知市江の口木管水道を布設せる當時に水栓から「あかこ」が出たといつて騒がれたことがある。固より一時的のもので長く管中で繁殖するものとは考えられぬが或は之は有つた事で全く監督の不注意より來るものにて、水管の繼合せ作業は、只たゝき込めば簡單に出來るのであるから泥水の中でも容易である。夫故に堀割後に泥土の濕地でつても替え干しせなくとも作業が出來るのであるから、「あかこ」の棲んでいる土塊が管中に入つても其儘平氣で工事をしたものと思われる。泥塊が溶解して棲家を失なつた彼れは浮游しつゝ水栓口から出てきたものと想像せらるゝ。又共用栓などには周圍がドブにて不潔な處がよくあるもので此様な處は注意せぬと雨季になると逆に赤蛞蝓などが栓口へ這い込み、之れか流し出されて內から出た様に誤解する。給水停止の鉛管を掘上げ始末をせず其儘と成つて閉鎖を怠つたりした時に、夫れから蛞蝓など這込む事もある。此様な處は注意を要するのである。

水管內の水は多少の漏水や其他損失を免れ難きもの故可成注意して公益の一方からも注意すべきで、之は共用栓や官公署、學校など多くの人が共用使用する處によくあることで、水栓を出し放しにして忘れていることもあるが、僅かの様でも永く續くと大きな量と成るもので、今仮りに共用栓に於て放流していたとすると、夜分は一般家庭は使用しないから大抵の水道の水壓は水頭50尺以上に昇るから、之を50尺とし、細管の長さを20尺と仮定して夜の8時から朝の6時迄に流れ出る水量を計算して見ると、普通水栓口徑は13粍であるから1分間約7升の水が出るので、之を10時間に積ると此の600倍である。卽ち（.07×600＝42.00）42石のいう大量の水が無駄に流れ捨たるのである。使用人の澤山いる大家庭の主人などが驚いて今月は馬鹿に使用量が多い、多分量水器が狂つているであろう、と驚いて來ることがある。之などは多くは使用人が水栓を締めるのを忘れていたことに原因があると思わるゝ。器が狂つた時は水量の標示は少なきことが通例で、多くなることは稀れである。

量水器が狂つて居やしないかと疑いのある時は家庭で誰れでも簡單に試驗の出來るので試めして